

務	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

生保第113号
(教養、生企、捜一、捜二、交企、交指)
令和5年8月3日

各所属長 殿

青森県警察本部長

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律等による警察庁所管法令の改正について

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和5年法律第66号。以下「改正法」という。）（官報の写し：別添1、新旧対照条文（抄）：別添2）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和5年法律第67号。以下「性的姿態撮影等処罰法」という。）

（官報の写し：別添3、新旧対照条文（抄）：別添4）が令和5年6月23日に、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第235号。以下「改正法整備政令」という。）（官報の写し：別添5、新旧対照条文（抄）：別添6）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和5年政令第236号。以下「性的姿態撮影等処罰法整備政令」という。）（官報の写し：別添7、新旧対照条文（抄）：別添8）が令和5年7月5日に、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則（令和5年国家公安委員会規則第12号。以下「整備規則」という。）（官報の写し：別添9）が令和5年7月10日に公布され、それぞれ令和5年7月13日から施行された。その概要は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

第1 改正法及び性的姿態撮影等処罰法関係

1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の改正

(1) 改正法による改正

刑法改正における条ずれを反映するものである。

(2) 性的姿態撮影等処罰法による改正

ア 風俗営業等の許可に係る欠格事由及び取消事由並びに店舗型性風俗特殊営業等の営業停止事由の追加

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第4条第1項第2号（同法第31条の23において準用する場合を含む。）は、風俗営業及び特定遊興飲食店営業（以下「風俗営業等」という。）の許可を受けようとする者の欠格事由として、同号に掲げる罪を犯して1年未満の懲役又は罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者を規定している。また、同法第8条（同法第31条の23において準用する場合を含む。）の規定により、風俗営業等の許可を受けた者について同法第4条第1項第2号に該当する事実が判明したときは、都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）はその許可を取り消すことができるとされている。

加えて、同法第30条第1項、第31条の5第1項、第31条の6第2項第2号、第31条の15第1項、第31条の20及び第31条の21第2項第2号は、店舗型性風俗特殊営業、無店舗型性風俗特殊営業、店舗型電話異性紹介営業又は無店舗型電話異性紹介営業（以下「店舗型性風俗特殊営業等」という。）の営業停止事由として、これらの営業を営む者又はその代理人等が同法第4条第1項第2号に掲げる罪のうち一定のものに当たる違法な行為をしたときを規定している。

これら風俗営業等の許可に係る欠格事由及び取消事由並びに店舗型性風俗特殊営業等の営業停止事由について、性的な姿態を撮影する行為等に係る罪（性的姿態撮影等処罰法第2条から第6条までに規定する罪をいう。以下同じ。）を新たに追加することとされた。

イ 興行場営業の営業停止事由の追加

風営適正化法第35条は、興行場営業（同法第2条第6項第3号の営業を除く。）の営業停止事由として、同営業を営む者又はその代理人等が当該営業に関し、刑法（明治40年法律第45号）第174条若しくは第175条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童ポルノ法」という。）第7条第2項から第8項までの罪を犯した場合を規定している。

これらの興行場営業の営業停止事由について、性的な姿態を撮影する行為等に係る罪を新たに追加することとされた。

ウ 特定性風俗物品販売等営業の営業停止事由の追加

風営適正化法第35条の2は、特定性風俗物品販売等営業（同法第2条第6項第5号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。）の営

業停止事由として、同営業を営む者又はその代理人等が当該営業に関し、刑法第175条の罪又は児童ポルノ法第7条第2項から第8項までの罪を犯した場合を規定している。

これらの特定性風俗物品販売等営業の営業停止事由について、性的な姿態を撮影する行為等に係る罪を新たに追加することとされた。

2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の改正

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第1号は、「暴力的不法行為等」を同法別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為と規定しているところ、「暴力的不法行為等」に当たる罪として、性的姿態撮影等処罰法第2章に規定する罪を新たに追加することとされた。

3 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の改正

(1) 改正法による改正

インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号。以下「出会い系サイト規制法」という。）第8条第2号は、インターネット異性紹介事業（以下「事業」という。）を行うに当たっての欠格事由として、禁錮以上の刑に処せられ、又は同法、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第60条第1項若しくは児童ポルノ法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者を規定している。

また、出会い系サイト規制法第14条第1項の規定により、インターネット異性紹介事業者（以下「事業者」という。）がその行う事業に関し同法第8条第2号に規定する罪に当たる行為をしたと認めるときは、当該事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会（以下「管轄公安委員会」という。）は、当該事業者に対し、6月を超えない範囲内で期間を定めて、当該事業の全部又は一部の停止を命令することができ、同法第14条第2項の規定により、事業者が同法第8条第2号に該当することが判明したときは、管轄公安委員会は、当該事業者に対し、当該事業の廃止を命令することができるとされている。

さらに、同法第18条第3項第1号は、登録誘引情報提供機関の登録に当たっての欠格事由として、禁錮以上の刑に処せられ、又は同法、児童福祉法第60条第1項若しくは児童ポルノ法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者を規定している。

加えて、出会い系サイト規制法第25条第1号の規定により、登録誘引情報提供機関が同法第18条第3項第1号に該当するに至ったときは、国家公安委員会は、当該登録誘引情報提供機関の登録を取り消すことができるとされている。

これら事業の実施に係る欠格事由、事業停止命令事由及び事業廃止命令事由並びに登録誘引情報提供機関の登録に係る欠格事由及び登録取消事由について、面会要求等の罪（改正法による改正後の刑法（以下「新刑法」という。）第182条に規定する罪をいう。以下同じ。）を新たに追加することとされた。

(2) 性的姿態撮影等処罰法による改正

事業の実施に係る欠格事由、事業停止命令事由及び事業廃止命令事由並びに登録誘引情報提供機関の登録に係る欠格事由及び登録取消事由について、性的な姿態を撮影する行為等に係る罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）を新たに追加することとされた。

第2 改正法整備政令及び性的姿態撮影等処罰法整備政令関係

1 警察法施行令の改正

(1) 改正法整備政令による改正

警察法（昭和29年法律第162号）第37条第1項第8号において「国の公安に係る犯罪その他特殊の犯罪の捜査に要する経費」を国庫が支弁することと規定されており、これらの犯罪は具体的には、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第2条第8号ソにおいて、「日本国民の国外における犯罪のうち殺人、放火、強盗、強制性交等、傷害、略取誘拐、窃盗又は詐欺の犯罪であつて重要なもの」と規定されているところ、これの「強制性交等」を「不同意性交等」に改めることとされた。

(2) 経過措置

改正法整備政令による改正後の警察法施行令第2条の規定の適用については、改正法による改正前の刑法（以下「旧刑法」という。）第177条、第178条第2項又は第180条若しくは第181条第2項（これらの規定中旧刑法第177条又は第178条第2項の罪に係る部分に限る。）に規定する犯罪は、不同意性交等の犯罪とみなすこととされた。

2 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の改正

(1) 改正法整備政令による改正

ア 猟銃所持の許可の欠格事由の追加等

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第5条の2第2項第3号は、猟銃の所持の許可を受けようとする者の欠格事由として、銃砲刀剣類等を使用して同項第2号に規定する罪以外の凶悪な罪で政令で定めるものに当たる違法な行為をした日から起算して10年を経過していない者を規定しており、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号。以下「銃刀法施行令」という。）第12条第2項各号において凶悪な罪が列挙されている。

これら凶悪な罪のうち一定の性犯罪について刑法改正に伴う規定の整備を行うこととされた。

イ 経過措置

改正法整備政令による改正後の銃刀法施行令第12条第2項の規定の適用については、旧刑法第176条、第177条又は第180条（旧刑法第176条又は第177条の罪に係る部分に限る。）に規定する罪は、同項第1号に掲げる罪とみなすこととされた。

(2) 性的姿態撮影等処罰法整備政令による改正

銃刀法施行令第12条第2項各号において列举されている凶悪な罪に、性的な姿態を撮影する行為等に係る罪のうち銃砲刀剣類等を使用して行う場合が想定されるものを新たに追加することとされた。

3 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の改正

(1) 改正法整備政令による改正

ア 店舗型性風俗特殊営業等の営業停止事由の追加等

風営適正化法第30条第1項は、店舗型性風俗特殊営業の営業停止事由として、同営業の営業者又はその代理人等が当該営業に関し善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたときを規定しており、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和59年政令第319号。以下「風営適正化法施行令」という。）第17条において重大な不正行為に当たる罪が列举されている。

また、風営適正化法第31条の5第1項及び第31条の6第2項第2号は無店舗型性風俗特殊営業の、同法第31条の15第1項は店舗型電話異性紹介営業の、同法第31条の20及び第31条の21第2項第2号は無店舗型電話異性紹介営業の営業停止事由について規定しており、これらの規定における重大な不正行為に当たる罪については、風営適正化法施行令第18条、第20条及び第21条にそれぞれ規定されている。また、いずれも同令第17条各号（第2号及び第3号を除く。）に掲げる行為を引用している。

これらの店舗型性風俗特殊営業等の営業停止事由について、刑法改正における条の削除を反映するほか、刑法改正において新設された面会要求等の罪を新たに追加することとされた。

イ 接客業務受託営業の営業停止事由の追加等

風営適正化法第35条の4第2項は、接客業務受託営業の営業停止事由として、同営業の営業者又はその代理人等が当該営業に関し、受託接客従業者に善良の風俗若しくは清浄な風俗環境を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を行わせる手段となるおそれがある重大な不正行為で政令で定めるものをしたときを規定しており、風営適正化法施行令第28条において重大な不正行為に当たる罪が列举されている。

これらの接客業務受託営業の営業停止事由について、刑法改正における条の削除及び条ずれを反映するほか、面会要求等の罪を新たに追加するこ

ととされた。

ウ 経過措置

改正法整備政令による改正後の風営適正化法施行令（以下「新風営適正化法施行令」という。）第17条、第18条、第20条及び第21条の規定の適用については、旧刑法第176条から第178条まで又は第180条若しくは第181条（これらの規定中旧刑法第176条から第178条までの罪に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為は新風営適正化法施行令第17条第1号に掲げる行為とみなすこととされ、新風営適正化法施行令第28条の規定の適用については、旧刑法第176条から第178条まで又は第180条若しくは第181条（これらの規定中旧刑法第176条から第178条までの罪に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為は、新風営適正化法施行令第28条第2号に掲げる行為とみなすこととされた。

(2) 性的姿態撮影等処罰法整備政令による改正

(1) イに記載の接客業務受託営業の営業停止事由である風営適正化法施行令第28条において列挙されている重大な不正行為に当たる罪に、性的な姿態を撮影する行為等に係る罪を新たに追加することとされた。

4 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の改正

(1) 改正法整備政令による改正

刑法改正における条ずれ等を反映するものである。

(2) 経過措置

改正法整備政令による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成20年政令第346号。以下「新出会い系サイト規制法施行令」という。）第1条の規定の適用については、旧刑法第176条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、旧刑法第177条に規定する罪（児童に対する性交等に係るものに限る。）又は旧刑法第178条若しくは旧刑法第180条若しくは第181条（これらの規定中旧刑法第176条から第178条までの罪に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）は、新出会い系サイト規制法施行令第1条第3号に掲げる罪とみなすこととされた。

第3 整備規則関係

1 警察官等拳銃使用及び取扱い規範の改正

警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和37年国家公安委員会規則第7号）第2条第2項は、警察官の武器使用による危害禁止の例外を定めた警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第7条ただし書第1号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる凶悪な罪」に当たる罪を例示している。同項第3号は、「人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、

かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの」として具体的な罪を列挙している。

この列挙された罪のうち、旧刑法第177条を新刑法第177条第1項に改めることとした。

2 警備業の要件に関する規則第1条の改正

(1) 改正内容

警備業法（昭和47年法律第117号）第3条第3号は、警備業を営んではならない者として、最近5年間に警備業務に関し他の法令の規定に違反する重大な不正行為で国家公安委員会規則で定めるものをした者を掲げており、警備業の要件に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第1号。以下「要件規則」という。）第1条において、重大な不正行為を定めている。

同条第2号は、旧刑法第178条第2項（準強制性交等）及び旧刑法第180条（第178条第2項に係る部分に限る。）（準強制性交等の未遂）に規定する罪を掲げているところ、刑法改正における条の削除に伴い、これらの罪を要件規則第1条第2号アから削除することとした。

(2) 経過措置

整備規則による改正後の要件規則（以下「新要件規則」という。）第1条の規定の適用については、旧刑法第177条、第178条第2項又は第180条若しくは第181条第2項（これらの規定中旧刑法第177条又は第178条第2項の罪に係る部分に限る。）に規定する罪は、新要件規則第1条第2号アに掲げる罪とみなすこととした。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の改正

(1) 改正内容

暴対法は、暴力団員の人数のうちに占める「暴力的不法行為等」に係る犯罪経歴保有者の人数の比率が一定の比率を超えること等を暴力団の指定の要件とするなどしており、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第4号。以下「暴対法施行規則」という。）は、「暴力的不法行為等」に係る罪として一定の罪を定めている。

また、警備業法、風営適正化法、銃刀法、古物営業法（昭和24年法律第108号）、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）及び道路交通法（昭和35年法律第105号）は、「集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由がある者」であることを、認定、許可又は登録の欠格事由としている。そして、要件規則、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成3年国家公安委員会規則第8号）、古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員

会規則第10号)、国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号)及び確認事務の委託の手續等に関する規則(平成16年国家公安委員会規則第23号)は、「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為」として一定の行為を定めている。

これらの国家公安委員会規則において、「暴力的不法行為等」及び「暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為で国家公安委員会規則で定めるもの」として、

- ・ 性的な姿態を撮影する行為等
- ・ 性的姿態撮影等処罰法第3条第2項並びに第5条第1項及び第2項の罪に係る組織的犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成11年法律第136号)第6条の2の罪に当たる行為
- ・ 16歳未満の者に対する性的影像記録送信要求行為(新刑法第182条第3項)

を新たに追加するなど、刑法改正等に伴う規定の整備を行うこととした。

(2) 経過措置

整備規則による改正後の暴対法施行規則(以下「新暴対法施行規則」という。)第1条の規定の適用については、旧刑法第177条又は第180条若しくは第181条第2項(これらの規定中旧刑法第177条の罪に係る部分に限る。)に規定する罪は、新暴対法施行規則第1条第2号に掲げる罪とみなすこととした。

担当：生活保安課営業・危険物係
(第1中1、第2中2及び3
並びに第3中2について)
教養課術科教養係
(第3中1について)
生活安全企画課少年対策係
(第1中3及び第2中4について)
捜査第一課強行犯係
(第2中1について)
捜査第二課暴力団対策係
(第1中2及び第3中3について)

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十六号

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律

(刑法の一部改正)

第一条 刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

第三条第五号中「第七十六条」の下に、「第七十七条及び第七十九条」を加え、「強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に、「強制わいせつ等致死傷」及び「不同意わいせつ等致死傷」並びに「強盗・強盗性交等」を「強盗・不同意性交等」に改める。

第三条の二第一号中「第七十六条」の下に、「第七十七条及び第七十九条」を加え、「強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等」を「不同意わいせつ、不同意性交等」に、「強制わいせつ等致死傷」を「不同意わいせつ等致死傷」に改め、同条第六号中「強盗・強制性交等」を「強盗・不同意性交等」に改める。

第二編第二十二章の章名中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

第七十六条から第七十八条までを次のように改める。

(不同意わいせつ)

第七十六条 次に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、わいせつな行為をした者は、婚姻関係の有無にかかわらず、六月以上十年以下の拘禁刑に処する。

一 暴行若しくは脅迫を用いること又はそれらを受けたこと。

二 心身の障害を生じさせること又はそれがあること。

三 アルコール若しくは薬物を摂取させること又はそれらの影響があること。

四 睡眠その他の意識が明瞭でない状態にさせること又はその状態にあること。

五 同意しない意思を形成し、表明し又は全うするいとまがないこと。

六 予想と異なる事態に直面させて恐怖させ、若しくは驚愕させること又はその事態に直面して恐怖し、若しくは驚愕していること。

七 虐待に起因する心理的反応を生じさせること又はそれがあること。

八 経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によつて受ける不利益を憂慮させること又はそれを憂慮していること。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、わいせつな行為をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者(当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。)も、第一項と同様とする。

(不同意性交等)

第百七十七條 前条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、性交、肛門性交、口腔性交又は陰若しくは肛門に身体の一部（陰茎を除く。）若しくは物を挿入する行為であつてわいせつなもの（以下この条及び第百七十九條第二項において「性交等」という。）をし、婚姻関係の有無にかかわらず、五年以上の有期拘禁刑に処する。

2 行為がわいせつなものではないとの誤信をさせ、若しくは行為をする者について人違いをさせ、又はそれらの誤信若しくは人違いをしていることに乗じて、性交等をした者も、前項と同様とする。

3 十六歳未満の者に対し、性交等をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）も、第一項と同様とする。

第百七十八條 削除

第百七十九條 第一項中「第百七十六條」を「第百七十六條第一項」に改め、同条第二項中「第百七十七條」を「第百七十七條第一項」に改める。

第百八十一條 第一項中「不同意わいせつ等致死傷」に改め、同条第一項中「第百七十八條第一項」を削り、同条第二項中「第百七十八條第二項」を削る。

第百八十三條 を削り、第百八十二條を第百八十三條とし、第百八十一條の次に次の一条を加える。

第百八十二條 わいせつ目的で、十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいづれかの行為をした者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 威迫し、偽計を用い又は誘惑して面会を要求すること。
 - 二 拒まれたにもかかわらず、反復して面会を要求すること。
 - 三 金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をして面会を要求すること。
- 2 前項の罪を犯し、よつてわいせつ目的で当該十六歳未満の者と面会をした者は、二年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。
- 3 十六歳未満の者に対し、次の各号に掲げるいづれかの行為（第二号に掲げる行為については、当該行為をさせることがわいせつなものであるものに限る。）を要求した者（当該十六歳未満の者が十三歳以上である場合については、その者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者に限る。）は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 性交、肛門性交又は口腔性交をする姿態をとつてその映像を送信すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、陰又は肛門に身体の一部（陰茎を除く。）又は物を挿入し又は挿入される姿態、性的な部位（性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下この号において同じ。）を触り又は触られる姿態、性的な部位を露出した姿態その他の姿態をとつてその映像を送信すること。

第百四十一條 第一項中「強盗・強制的性交等」を「強盗・不同意性交等」に改め、同条第一項中「強制的性交等の罪（第百七十九條第二項の罪を除く。以下この項において同じ。）」を「第百七十七條の罪」に、「又は強制的性交等」を「又は同条」に改める。

第二条 刑事訴訟法の一部改正

第二条 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二百五十條 次の二項を加える。

前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる罪についての時効は、当該各号に定める期間を経過することによつて完成する。

- 一 刑法第百八十一條の罪（人を負傷させたときに限る。）若しくは同法第百四十一條第一項の罪又は盗犯等の防止及び処分に関する法律（昭和五年法律第九号）第四條の罪（同項の罪に係る部分に限る。）二十年

二 刑法第百七十七條、第百七十八條第二項若しくは第百七十九條第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪 十五年

三 刑法第百七十六條、第百七十八條第一項若しくは第百七十九條第一項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は児童福祉法第六十條第一項の罪（自己を相手方として淫行をさせる行為に係るものに限る。）十二年

前二項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる罪について、その被害者が犯罪行為が終わつた時に十八歳未満である場合における時効は、当該各号に定める期間に当該犯罪行為が終わつた時から当該被害者が十八歳に達する日までの期間に相当する期間を加算した期間を経過することによつて完成する。

第三条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第百五十七條 の六第一項第一号中「から第百七十九條まで若しくは第百八十一條」を「第百七十七條、第百七十九條、第百八十一條若しくは第百八十二條」に改め、「第百二十七條第一項（の下に「同法」を加え、若しくは第百四十一條第一項）」を「第百四十一條第一項（の下に「同法」を加え、若しくは第百四十一條第一項）」に改める。

第二百五十條 第三項第二号中「第百七十八條第二項」を削り、同項第三号中「第百七十八條第一項」を削る。

第二百九十九條 の二第一項第一号中「から第百七十九條まで若しくは第百八十一條」を「第百七十七條、第百七十九條、第百八十一條若しくは第百八十二條」に改め、「第百二十七條第一項（の下に「同法」を加え、若しくは第百四十一條第一項）」を「第百四十一條第一項（の下に「同法」を加え、若しくは第百四十一條第一項）」に改める。

第三百十六條 の三十三第一項第二号中「から第百七十九條まで」を「第百七十七條、第百七十九條」に改める。

第三百二十一條 の二の次に次の一条を加える。

第三百二十一條 の三 第一号に掲げる者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法による記録した記録媒体（その供述がされた聴取の開始から終了に至るまでの間における供述及びその状況を記録したものに限る。）は、その供述が第二号に掲げる措置が特に採られた状況の下にされたものであると認める場合であつて、聴取に至るまでの状況その他の事情を考慮し相当と認めるときは、第三百二十一條第一項の規定にかかわらず、証拠とすることができ、この場合において、裁判所は、その記録媒体を取り調べた後、訴訟関係人に対し、その供述者を証人として尋問する機会を与えなければならない。

一 次に掲げる者

- イ 刑法第百七十六條、第百七十七條、第百七十九條、第百八十一條若しくは第百八十二條の罪、同法第百二十五條若しくは第百二十六條の二第三項の罪（わいせつ又は結婚の目的に係る部分に限る。以下このイにおいて同じ。）、同法第百二十七條第一項（同法第百二十五條又は第百二十六條の二第三項の罪を犯した者を補助する目的に係る部分に限る。）若しくは第三項（わいせつ目的に係る部分に限る。）の罪若しくは同法第百四十一條第一項若しくは第三項の罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者
- ロ 児童福祉法第六十條第一項の罪若しくは同法第三十四條第一項第九号に係る同法第六十條第二項の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第四條から第八條までの罪の被害者

ハ イ及びロに掲げる者のほか、犯罪の性質、供述者の年齢、心身の状態、被告人との関係その他の事情により、更に公判準備又は公判期日において供述するときは精神の平穩を著しく害されるおそれがあると認められる者

二 次に掲げる措置

イ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、供述者の不安又は緊張を緩和することその他の供述者が十分な供述をするために必要な措置

ロ 供述者の年齢、心身の状態その他の特性に応じ、誘導をできる限り避けることその他の供述の内容に不当な影響を与えないようにするために必要な措置

前項の規定により取り調べられた記録媒体に記録された供述者の供述は、第二百九十五条第一項前段の規定の適用については、被告事件の公判期日においてされたものとみなす。

第三百二十三条中「前三条」を「第三百二十一条から前条まで」に改め、同条第三号中「死特に」を「ほか特に」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第二条の規定並びに附則第四条第一項及び第五条の規定 公布の日
- 二 第三条中刑事訴訟法第三百二十一条の二の次に一条を加える改正規定及び同法第三百二十三条の改正規定並びに附則第四条第三項の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 附則第十九条の規定 刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）附則第一条第四号に定める日

第二条 この法律の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第一条の規定による改正前の刑法（以下「旧刑法」という。）第七百七十六条から第七百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪の被害者は、第三条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下「新刑事訴訟法」という。）第五百七十七条の六第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる者とみなす。

3 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七百七十六条から第七百七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、新刑事訴訟法第二百九十条の二第一項の規定の適用については、同項第一号に掲げる事件とみなす。

4 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七百七十六条から第七百七十八条までの罪は、新刑事訴訟法第三百十六條の三第三項の規定の適用については、同項第二号に掲げる罪とみなす。

第三条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第一条の規定による改正後の刑法第七百七十六条、第七百七十七条及び第七百八十二条の規定の適用については、同法第七百七十六条第一項及び第七百八十二条中「拘禁刑」とあるのは「懲役」と、同法第七百七十七条第一項中「有期拘禁刑」とあるのは「有期懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同法第七百七十六条、第七百七十七条及び第七百八十二条の規定の適用についても、同様とする。

第四条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日からこの法律の施行の日（次条第二項及び附則第十一條第二項において「施行日」という。）の前日までの間における第二条の規定による改正後の刑事訴訟法（以下この項及び次条において「第二条改正後刑事訴訟法」という。）第二百五十五條第三項及び第四項の規定の適用については、刑法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第七十二号）附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の刑法（以下この条において「従前の例による平成二十九年改正前刑法」という。）第七百七十八條の二の罪又はその未遂罪は、第二条改正後刑事訴訟法第二百五十五條第三項第二号に掲げる罪とみなす。

従前の例による平成二十九年改正前刑法第八十一条第三項（人を負傷させたときに限る。）の罪又は改正後刑事訴訟法第二百五十五條第三項第一号に掲げる罪とみなす。

2 新刑事訴訟法第二百五十五條第三項及び第四項の規定の適用については、附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七百七十六条若しくは第七百七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十五條第三項第三号に掲げる罪とみなす。

附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七百七十七条若しくは第七百七十八条第二項の罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第七百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十五條第三項第二号に掲げる罪とみなす。

3 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七百七十六条から第七百七十八条までの罪若しくはこれらの罪の未遂罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第七百七十八条の二の罪若しくはその未遂罪、従前の例による平成二十九年改正前刑法第八十一条第三項（人を負傷させたときに限る。）の罪又は従前の例による平成二十九年改正前刑法第二百四十一条前段の罪若しくはその未遂罪は、新刑事訴訟法第二百五十五條第三項第一号に掲げる罪とみなす。

第五条 第二条改正後刑事訴訟法第二百五十五條第三項及び第四項の規定は、第二条の規定の施行の際既にその公訴の時効が完成している罪については、適用しない。

2 第二条改正後刑事訴訟法（施行日以後においては新刑事訴訟法）第二百五十五條第三項及び第四項の規定は、刑法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十六号）附則第三条第二項の規定にかかわらず、第二条の規定の施行の際その公訴の時効が完成していない罪についても、適用する。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第六条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号ロ中「第八十二条」を「第八十三条」に改める。

（旅館業法の一部改正）

第七条 旅館業法（昭和二十三年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号中「又は第八十二条」を「、第八十二条又は第八十三条」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正）

第八条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三第二号力中「から第七百七十八条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等）」を「（不同意わいせつ）又は第七百七十七条（不同意性交等）」に改める。

（組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第九条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七百七十六条から第七百七十八条までの罪は、前条の規定による改正後の組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第六條の二、別表第三及び別表第四の規定の適用については、同法別表第三第二号力に掲げる罪とみなす。

第十条 犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。）

第二十三条第一項第二号イ中「から第七百七十九条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び準強制性交等）」を「（不同意わいせつ）、第七百七十七条（不同意性交等）又は第七百七十九条（

(犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条から第七十八条までの罪は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二條の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十四條第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる罪とみなす。

第十二条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第十八条第三項第一号中「この法律」の下に「、刑法(明治四十年法律第四十五号)第八十二条」を加える。

第十三条 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)の一部を次のように改正する。

第十四条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条から第七十八条まで又は旧刑法第八十条(旧刑法第七十六条から第七十八条までに係るものに限る)に規定する行為は、前条の規定による改正後の心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第二條第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる行為とみなす。

第十五条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律(令和三年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第十六条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二條第三項(第三号に係る部分に限る)の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する刑法(刑法等)の一部を改正する法律の一部改正

第十七条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十八条のうち、刑法第六十五條第一項、第六十六條第一項、第六十七條第一項、第六十八條の二第一項、第六十八條の三、第六十九條、第七十二條、第七十四條、第七十五條第一項及び第七十六條の改正規定中「、第七十五條第一項及び第七十六條」を「及び第七十五條第一項」に改め、同法第七十七條の改正規定を削り、同法第八十一條、第八十二條、第八十四條、第八十六條並びに第八十七條第一項及び第二項の改正規定中「第八十二條」を「第八十三條」に改める。

(刑事訴訟法等の一部を改正する法律の一部改正)

第十八条 刑事訴訟法等の一部を改正する法律の次に改正する。

第十九条 附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律第一条の規定による改正後の刑事訴訟法(以下この項及び次項において「改正後の刑事訴訟法」という)第二百一条の二第一項及び第二項、第二百七条の二、第二百七条の三第一項(第一号に係る部分に限る)並びに第四百二十九條第三項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百一条の二第二項第一号に掲げる事件とみなし、改正後の刑事訴訟法第二百七十一條の二第一項、第二百七十一條の五第一項(第一号に係る部分に限る)、第二百七十一條の六、第二百七十一條の八第二項及び第四項、第二百九十九條の四第二項、第四項、第七項及び第九項、第二百九十九條の五第二項(第二号に係る部分に限る)並びに第三百二十二條の二第一項、同條第四項において読み替えて準用する改正後の刑事訴訟法第二百七十一條の六第五項及び第二百七十一條の八第一項並びに改正後の刑事訴訟法第四百六十八條第四項の規定の適用については改正後の刑事訴訟法第二百七十一條の二第一項第一号に掲げる事件とみなす。

附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における旧刑法第七十六条から第七十八条までの罪又はこれらの罪の未遂罪に係る事件は、刑事訴訟法等の一部を改正する法律附則第二十二條の規定による改正後の犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律第二十二條第一項及び第四十六條第一項の規定の適用については、改正後の刑事訴訟法第二百七十一條の二第二項第一号に掲げる事件とみなす。

民事訴訟法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四十八号)の施行の日の前日までの間に於ける前項の規定の適用については、同項中「第四十六條第一項」とあるのは、「第四十二條第一項」とする。

第二十条 政府は、性的な被害に係る犯罪規定が社会の受け止め方を踏まえて処罰対象を適切に決すべきものであるという特質を有し、また、その改正がそれぞれの時代の性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応していること等に鑑み、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律(令和五年法律第六十七号)の規定(以下「新刑法等」という)の施行の状況を勘案し、新刑法等の規定の施行後の性的な被害の実態及びこれに対する社会の受け止め方や社会の意識、とりわけ性的同意についての意識も踏まえつつ、速やかに性犯罪に係る事案の実態に即した対処を行うための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

政府は、前項の検討がより実証的なものとなるよう、性的な被害を申告することの困難さその他の性的な被害の実態について、必要な調査を行うものとする。

第二十一条 政府は、新刑法等の規定が、性的な被害の実態及びこれに対する社会の意識の変化に対応して、刑罰を伴う新たな行為規範を定めるものであることに鑑み、その趣旨及び内容について国民に周知を図るものとする。

内閣総理大臣 岸田 文雄
法務大臣 齋藤 健
文部科学大臣臨時代理 小倉 將信
国務大臣 加藤 勝信
厚生労働大臣 勝信

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第六条関係）

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十三条、第八十五条、第八十六条、第二十四条、第二十五条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条、第二百二十六条の二（第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六条の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ （略）</p> <p>ロ 刑法（明治四十年法律第四十五号）第七十四条、第七十五条、第八十二条、第八十五条、第八十六条、第二十四条、第二十五条（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条、第二百二十六条の二（第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六条の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に</p>

係る部分に限る。以下この号において同じ。）又
は第二百二十八条（同法第二百二十四条、第二百
二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二
、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項
若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪

ハ
ワ
（略）

三
十一
（略）

二
四
（略）

係る部分に限る。以下この号において同じ。）又
は第二百二十八条（同法第二百二十四条、第二百
二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二
、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項
若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪

ハ
ワ
（略）

三
十一
（略）

二
四
（略）

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）
（附則第十二条関係）

改正案

現行

<p>（欠格事由） 第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十二条、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>三 三〇七（略）</p> <p>（登録誘引情報提供機関の登録） 第十八条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法第百八十二条、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並</p>	<p>（欠格事由） 第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者</p> <p>三 三〇七（略）</p> <p>（登録誘引情報提供機関の登録） 第十八条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。</p> <p>一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に</p>
---	--

びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

4
6
二・三 (略)

関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

4
6
二・三 (略)

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律をここに公布する。

御名 御璽
国事行為臨時代行名

令和五年六月二十三日

内閣総理大臣 岸田 文雄

法律第六十七号

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰(第二条―第七条)
- 第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収(第八条)
- 第四章 押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等
 - 第一節 通則(第九条)
 - 第二節 消去等の措置(第十条・第十一条)
 - 第三節 消去等の手続(第十二条―第二十一条)
 - 第四節 消去等の実施等(第二十二條―第二十五条)
 - 第五節 不服申立て等(第二十六條―第三十四条)
 - 第六節 消去等に係る裁判手続の特例(第三十五條―第三十八條)
 - 第七節 雑則(第三十九條―第四十二条)
 - 第八節 罰則(第四十三條―第四十五条)

附則

第一章 総則
第一条 この法律は、性的な姿態を撮影する行為、これにより生成された記録を提供する行為等を処罰するとともに、性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収を可能とし、あわせて、押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等の措置をすることによって、性的な姿態を撮影する行為等による被害の発生及び拡大を防止することを目的とする。

第二章 性的な姿態を撮影する行為等の処罰
(性的姿態等撮影)

第二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

- 一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等(以下「性的姿態等」という。)のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの(以下「対象性的姿態等」という。)を撮影する行為
- イ 人の性的な部位(性器若しくは肛門若しくはこれらの周辺部、臀部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。)又は人が身に着けている下着(通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。)のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分
- ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第百七十七條第一項に規定する性交等をいう。)がされている間における人の姿態

二 刑法第百七十六條第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為

- 三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
- 四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為

2 前項の罪の未遂は、罰する。

3 前二項の規定は、刑法第百七十六條及び第百七十九條第一項の規定の適用を妨げない。
(性的影像記録提供等)

第三条 性的影像記録(前条第一項各号に掲げる行為若しくは第六條第一項の行為により生成された電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。))その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部(対象性的姿態等(前条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録その他の記録又は第五條第一項第四号に掲げる行為により同項第一号に規定する影像送信をされた影像を記録する行為により生成された電磁的記録その他の記録にあつては、性的姿態等))の影像が記録された部分に限る。を複写したものをいう。以下同じ。を提供した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 性的影像記録を不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第四条 前条の行為をする目的で、性的影像記録を保管した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。
(性的影像記録保管)

第五条 不特定又は多数の者に対し、次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

- 一 正当な理由がないのに、送信されることを知らない者の対象性的姿態等の影像(性的影像記録に係るものを除く。次号及び第三号において同じ。)の影像送信(電気通信回線を通じて、影像を送ることをいう。以下同じ。)をする行為
- 二 刑法第百七十六條第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明し若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為
- 三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは不特定若しくは多数の者に送信されないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等の影像の影像送信をする行為
- 四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者の性的姿態等の影像(性的影像記録に係るものを除く。以下この号において同じ。)の影像送信をし、又は十三歳以上十六歳未満の者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、当該十三歳以上十六歳未満の者の性的姿態等の影像の影像送信をする行為

2 情を知つて、不特定又は多数の者に対し、前項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像の影像送信をした者も、同項と同様とする。

3 前二項の規定は、刑法第百七十六條及び第百七十九條第一項の規定の適用を妨げない。
(性的姿態等影像記録)

第六条 情を知つて、前条第一項各号のいずれかに掲げる行為により影像送信をされた影像を記録した者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(国外犯)

第七条 前条から前条までの罪は、刑法第三条の例に従う。

第三章 性的な姿態を撮影する行為により生じた物を複写した物等の没収
第八条 次に掲げる物は、没収することができる。
一 第二条第一項又は第六条第一項の犯罪行為により生じた物を複写した物

二 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百二十六号）
第三条第一項から第三項までの罪の犯罪行為を構成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録（同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。次条第一項第二号及び第十号第一項第一号口において同じ。）が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該犯罪行為を構成し、若しくは当該犯罪行為の用に供した私事性的画像記録（同法第二条第二項に規定する私事性的画像記録をいう。第十号第一項第一号口において同じ。）を複写した物
二 前項の規定による没収は、犯人以外の者に属しない物に限り、これを行うことができる。ただし、犯人以外の者に属する物であっても、犯罪の後にその者が情を知って保有するに至つたものであるときは、これを没収することができる。

第四章 押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等
第一節 通則

第九条 この章において「対象電磁的記録」とは、次に掲げるものをいう。
一 次に掲げる対象性的姿態等又は性的姿態等の画像を記録した電磁的記録
イ 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる行為により生成された電磁的記録に係る対象性的姿態等

ロ 第五条第一項第一号から第三号までに掲げる行為により画像送信をされた画像を記録する行為により生成された電磁的記録に係る対象性的姿態等
ハ 第二条第一項第四号に掲げる行為により生成された電磁的記録に係る性的姿態等
ニ 第五条第一項第四号に掲げる行為により画像送信をされた画像を記録する行為により生成された電磁的記録に係る性的姿態等
三 私事性的画像記録に係る電磁的記録
四 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第三条の二に規定する電磁的記録

2 この章において「撮影対象者等」とは、次の各号に掲げるものの区分に応じ、当該各号に定める者又はその法定代理人をいう。
一 前項第一号に掲げる電磁的記録又は次条第一項第一号イに掲げる物 第二条第一項各号に掲げる行為の対象とされた者又は第五条第一項各号に掲げる行為により画像送信をされた画像の内容である対象性的姿態等（同項第四号に掲げる行為により画像送信された画像の場合にあっては、性的姿態等）に係る者
二 前項第二号に掲げる電磁的記録又は次条第一項第一号ロに掲げる物 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する撮影対象者
三 前項第三号に掲げる電磁的記録又は次条第一項第一号ハに掲げる物 当該電磁的記録又は当該物に姿態を描写された児童

3 この章において「対象姿態等」とは、次に掲げるものをいう。
一 第二条第一項第一号から第三号までに掲げる行為の対象とされた対象性的姿態等、第五条第一項第一号から第三号までに掲げる行為により画像送信をされた画像の内容である対象性的姿態等、第二条第一項第四号に掲げる行為の対象とされた性的姿態等又は第五条第一項第四号に掲げる行為により画像送信をされた画像の内容である性的姿態等
二 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第二条第一項に規定する画像に撮影された同項各号に掲げる人の姿態
三 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項各号に掲げる児童の姿態

第二節 消去等の措置

第十条 検察官は、その保管している押収物が第一号に掲げる物である場合において、当該押収物が対象電磁的記録を記録したものであるときは、次節に定める手続に従い、第二号に掲げる措置をとることができる。
一 次に掲げる物

イ 第二条第一項各号に掲げる行為により生じた物若しくは第五条第一項各号に掲げる行為により画像送信をされた画像を記録する行為により生じた物又はこれらを複写した物
ロ 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律第三条第一項から第三項までに規定する行為を構成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録が記録されている物若しくは当該行為を構成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物又はこれらを複写した物
ハ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第二条第三項に規定する物

二 次に掲げる措置
イ 当該押収物に記録されている対象電磁的記録を全て消去すること。
ロ 当該押収物に記録されている電磁的記録が大量であることその他の事由により当該押収物に記録されている全ての電磁的記録の内容を確認することができないため、イに掲げる措置をとることが困難であると認めるときは、当該押収物に記録されている電磁的記録を全て消去すること。

ハ 技術的理由その他の事由により、イ及びロに掲げる措置をとることが困難であると認めるときは、当該押収物を廃棄すること。
2 検察官は、その保管している押収物であつて前項第一号に掲げるものが対象電磁的記録を記録したものでないときは、次節に定める手続に従い、当該押収物を廃棄することができる。
（対象電磁的記録の消去命令）
第十一条 検察官は、前条第一項に規定する場合において、同項の対象電磁的記録が刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三十一号）第二百八十八条第二項又は第五百九条第二項の規定により複写されたものであつて、これらの項に規定する電気通信回線で接続している記録媒体に当該複写の対象とされた対象電磁的記録が記録されているときは、次節に定める手続に従い、これらの項の電子計算機で当該対象電磁的記録の消去をする権限を有する者に対し、法務省令で定めるところにより、次に掲げる対象電磁的記録の消去を命ずることができる。
一 当該複写の対象とされた対象電磁的記録
二 前号に掲げる対象電磁的記録を複写した対象電磁的記録であつて、当該者によつて複写されたものであり、かつ、当該記録媒体に記録されているもの

第三節 消去等の手続
（消去等措置のための領置等）
第十二条 検察官は、その保管している押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料する場合において、当該押収物について同条の規定による措置（以下「消去等措置」という。）をするときは、刑事訴訟法の規定による押収を解いた上、これを領置するものとする。この場合において、当該押収物は、同法の規定により還付することを要しない。
第十三条 刑事被告事件の係属する裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認められる場合において、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、その旨を検察官に通知しなければならぬ。この場合において、当該押収物は、刑事訴訟法の規定により還付することを要しない。
一 刑事訴訟法第九十九条第一項の規定により差し押さえた物であつて、その差押えの時まで検察官により保管されていたもの
二 刑事訴訟法第九十九条第三項の規定により提出を受けた物であつて、その提出を受ける時まで検察官により保管されていたもの
三 刑事訴訟法第一百一条の規定により領置した物であつて、検察官が同法第三百十條の規定により裁判所に提出したもの

- 2 家庭裁判所は、次に掲げる押収物について、留置の必要がないと認める場合において、当該押収物が第十条第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、その旨を検察官に通知しなければならない。この場合において、当該押収物は、少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第十五条第二項において準用する刑事訴訟法の規定により還付することを要しない。
 - 二 少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第九十九条の規定により差し押さえた物であつて、その差押えの時点で検察官により保管されていたもの
 - 三 少年法第十五条第二項において準用する刑事訴訟法第一百一条の規定により留置した物であつて、少年の保護事件の処理に関する法令の規定により検察官が家庭裁判所に送付したものである
 - 3 検察官は、第一項前段又は前項前段の規定による通知に係る押収物について、当該押収物が第十条第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを留置することができる。この場合において、裁判所は、検察官が当該押収物を留置するときは、その押収を解くものとし、検察官が当該押収物を留置しないときは、これを還付するものとする。
 - 4 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一項各号に掲げる押収物について、終局裁判又は略式命令をする場合において、没収の言渡しをしない場合（略式命令の場合にあつては、没収を科さない場合）であつて、当該押収物が第十条第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを検察官に引き渡す旨の言渡し（略式命令の場合にあつては、検察官に引き渡す旨の裁判）をしなければならない。
 - 5 家庭裁判所は、第二項各号に掲げる押収物について、少年法第十八条、第十九条第一項、第二十条第二項又は第二十四条第一項の決定をする場合において、同法第二十四条の二第一項又は第二項の決定をしない場合であつて、当該押収物が第十条第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを検察官に引き渡す旨の決定をしなければならない。
 - 6 第四項の言渡し又は前項の決定については、行政事件訴訟に関する法令の規定は、適用しない。
 - 7 検察官は、第四項の言渡し又は第五項の決定に係る押収物について、当該押収物が第十条第一項第一号に掲げる物に該当すると思料するときは、これを留置することができる。この場合において、検察官は、当該押収物を留置しないときは、これを還付するものとする。
 - 8 検察官は、第二項各号に掲げる押収物について、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決をするため必要な限度で、最高裁判所規則の定めるところにより、当該押収物に係る少年の保護事件の記録及び証拠物を閲覧し、及び謄写することができる。
- (領置目録の作成等)
- 第十四条 検察官は、第十二条前段又は前条第三項前段若しくは第七項前段の規定による領置をしたときは、その目録を作成し、所有者、所持者若しくは保管者（同条第一項若しくは第四項に規定する刑事被告事件の係属する裁判所又は同条第二項若しくは第五項に規定する家庭裁判所を除く。）又はこれらの者に代わるべき者に交付しなければならない。
- (対象領置物件の保管等)
- 第十五条 検察官は、第十二条前段又は第十三条第三項前段若しくは第七項前段の規定により領置した物（以下「対象領置物件」という。）のうち、運搬又は保管に不便な対象領置物件については、看守者を置き、又は所有者その他の者に、その承諾を得て、これを保管させることができる。
 - 2 保管上危険を生じおそれがある対象領置物件は、廃棄することができる。
 - (消去等決定)
 - 第十六条 検察官は、消去等措置をするときは、第二十三条第五号に掲げる場合を除き、あらかじめ、とるべき措置の内容を明らかにして、その旨の決定（以下「消去等決定」という。）をしなければならない。

- 第十七条 (消去等決定及び消去命令の名宛人並びに聴聞の特例等)
消去等決定又は第十一号の規定による命令（以下「消去命令」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に對してするものとする。
一 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去等決定をする場合 当該電磁的記録が帰属する者の他の権利者
二 対象領置物件を廃棄する措置をとる旨の消去等決定をする場合 当該対象領置物件の所有者
三 消去命令をする場合 第十一条に規定する者
 - 2 検察官は、消去等決定又は消去命令をするときは、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定にかかわらず、聴聞を行わなければならない。
 - 3 前項の規定による聴聞を行う場合において、行政手続法第十五条第四項及び第二十二條第三項の規定の適用については、同法第十五条第四項中「（以下この項において「公示事項」という。）を総務省令で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができるとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができるとともに置く措置をとる」とあるのは「を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示する」と、同項及び同法第二十二條第三項中「当該措置を開始した」とあるのは「掲示を始めた」とする。
 - 4 第二項の規定による聴聞を行う場合において、行政手続法第十八條第一項に規定する当事者等は、同項に規定する資料中対象姿態等が記録された部分については謄写を求めることができない。
 - 5 検察官は、第二項の規定による聴聞を行つた後、消去等決定又は消去命令をすることが必要であると認めるときは、遅滞なく、消去等決定又は消去命令をするものとする。
 - 6 検察官は、第一項第一号又は第二号に定める者が複数である場合において、これらの者の一部を知ることができないときは、これらの者に該当する旨を二週間以内申し出るべき旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。この場合において、検察官は、当該期間を経過したときにこれらの者として判明している者について第二項の規定による聴聞及び消去等決定を行えば消去等措置を実施することができる。
 - 7 第二項の規定による聴聞を行う場合における行政手続法第三章第二節の規定に基づく処分又はその不作為については、第二十六条の規定による審査の申立てをすることができない。
- (対象電磁的記録ではない電磁的記録の複写)
- 第十八条 検察官は、第十条第一項第二号ロ又はハに掲げる措置に係る消去等決定をする場合において、前条第一項第一号又は第二号に定める者から、法務省令で定めるところにより、対象領置物件に記録されている電磁的記録を特定してこれを複写し、他の記録媒体の交付を受けたい旨の申出があり、当該電磁的記録が対象電磁的記録ではないと認めるときは、当該措置を実施する前に、当該電磁的記録を他の記録媒体に複写し、これを交付するものとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定による交付をしないことができる。
一 前項の申出をした者が対象電磁的記録ではない電磁的記録を複写する他の記録媒体を提供しないときその他同項の規定による交付に関する検察官の指示に従わないとき。
二 技術的理由その他の事由による交付に困難であると認められるとき。
三 前二号に定めるもののほか、前項の申出が権利の濫用と認められるとき。
 - 3 検察官は、第一項に規定する者が同項の申出をするに当たり、必要があると認めるときは、その者に對し、対象領置物件に記録されている電磁的記録を確認する機会を与えるものとする。
 - 4 第一項の規定により複写すべき電磁的記録の範囲は、消去等決定において定めるものとする。
- (合理的な根拠を示す資料の提出)
- 第十九条 検察官は、前条第一項の申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録であるか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該申出をした者に対し、期間を定めて、当該申出に係る電磁的記録が対象電磁的記録ではないことの真付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該申出をした者が当該資料を提出しないときは、同項の規定の適用については、当該申出に係る電磁的記録は対象電磁的記録とみなす。

(消去等決定及び消去命令の方式等)

第二十条 消去等決定及び消去命令は、書面で行わなければならない。

検察官は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者に前項の書面の謄本を送達しなければならない。

- 一 電磁的記録を消去する措置をとる旨の消去等決定をした場合 第十七条第一項第一号に定める者
- 二 対象領置物件を廃棄する措置をとる旨の消去等決定をした場合 第十七条第一項第二号に定める者
- 三 消去命令をした場合 第十七条第一項第三号に定める者

3 前項の規定にかかわらず、送達を受けるべき者の所在が知られないとき、その他第一項の書面の謄本を送達することができないときは、検察官が当該書面の謄本を保管し、いつでもその送達を受けべき者に交付すべき旨を当該検察官が所属する検察庁の掲示場に掲示することをもちて前項の規定による送達に代えることができる。この場合においては、掲示を始めた日から二週間を経過した時に同項の規定による送達があったものとみなす。

(権利者を知ることができない場合の公告)

第二十一条 検察官は、第十七条第一項第一号又は第二号に定める者を知ることができないため、消去等決定をすることができないときは、その旨及び六月が経過してもこれらの者が判明しないときは消去等措置を実施することを政令で定める方法によつて公告しなければならない。

第四節 消去等の実施等

(消去等措置の実施)

第二十二条 消去等措置は、検察官が実施しなければならない。

第二十三条 消去等措置は、次の各号のいずれかに掲げる場合でなければ、実施することができない。

- 一 当該消去等措置に係る消去等決定について第二十六条の規定による審査の申立てがなくて同条第一項(第一号に係る部分に限る。)に規定する審査の申立てをすることができる期間を経過したとき。
- 二 当該消去等措置に係る消去等決定の取消しの訴え及び当該消去等決定に係る第二十九条第一項第一号から第三号までに定める裁決の取消しの訴えの提起がなくてこれらの取消しの訴えを提起することができる期間を経過したとき。
- 三 前号に規定する取消しの訴えに係る請求を棄却する判決が確定したとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、当該消去等措置に係る消去等決定をした後、当該消去等措置の対象とすべき対象電磁的記録が帰属する者又は対象領置物件の所有者その他の権利者が、消去等措置を実施することに同意したとき。
- 五 第十七条第一項第一号又は第二号に定める者が判明することなく第二十一条の規定による公告をした日から六月が経過したとき。

第二十四条 検察官は、次の各号のいずれかに該当するときは、対象領置物件を還付しなければならない。

- 一 第十七条第二項の規定による聴聞を行った後、消去等決定をする必要がないと認めるとき。
- 二 消去等措置(第十条第一項第二号イ及びロに掲げる措置に限る。)の実施を終えたとき。
- 三 第二十九条第一項(第三号に係る部分に限る。)の規定により消去等決定の全部を取り消す旨の裁決がされた場合であつて、当該裁決の取消しの訴えの提起がなくてその取消しの訴えを提起することができる期間を経過したとき。
- 四 消去等決定の取消しの訴え又は消去等決定に係る第二十九条第一項第二号に定める裁決の取消しの訴えに係る請求を認容する判決が確定したとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、検察官が、対象領置物件について、留置の必要がないと認めるとき。

2 検察官は、対象領置物件の還付を受けるべき者の住所若しくは居所が分からないため、又はその他の事由により、これを還付することができない場合には、その旨を政令で定める方法によつて公告しなければならない。

3 前項の規定による公告に係る対象領置物件について、公告の日から六月を経過しても還付の請求がないときは、検察官は、これを廃棄することができる。

4 検察官は、第十七条第二項の規定による聴聞を行った者以外の者に対象領置物件を還付すべきことが明らかなる場合には、これをその者に還付しなければならない。

5 前項の規定は、民事訴訟の手に従い、利害関係人がその権利を主張することを妨げない。

(対象領置物件等の引取りをしない場合の廃棄)

第二十五条 検察官は、対象領置物件又は第十八条第一項の規定による複写をした他の記録媒体について、その引取りを求めた日から起算して六月を経過する日までに、その還付又は交付を受けるべき者がその引取りをしないときは、これを廃棄することができる。

第五節 不服申立て等

(検察庁の長に対する審査の申立て)

第二十六条 次の各号に掲げる処分その他の行為(以下「処分等」という。)に不服がある者は、当該各号に定める日から起算して三十日以内に、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の長(当該検察官が区検察庁の検察官である場合には、その庁の対応する裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対応する地方検察庁の検事正。以下同じ。)に対し、審査の申立てをすることができる。一 消去等決定又は消去命令 第二十条第一項の書面の謄本の送達があった日の翌日 二 第十二条前段又は第十三条第三項前段若しくは第七項前段の規定による領置 法務省令で定める日 三 前二号に掲げるもののほか、この章の規定に基づく手続に係る検察官の行為であつて法務省令で定めるもの 法務省令で定める日

2 天災その他前項の期間内に審査の申立てをしなかつたことについてやむを得ない理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その理由がやんだ日の翌日から起算して一週間以内に限り、審査の申立てをすることができる。

3 検察官が誤つて法定の期間よりも長い期間を審査の申立てをすることができる期間として告示した場合において、その告示された期間内に審査の申立てがされたときは、その審査の申立ては、法定の期間内にされたものとみなす。

(審査申立書の提出)

第二十七条 前条の規定による審査の申立ては、法務省令で定めるところにより、審査申立書を提出してしなければならない。

2 前項の審査申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 審査の申立てに係る処分等の内容
- 二 審査の申立ての趣旨及び理由
- 三 その他法務省令で定める事項

(審理の方式)

第二十八条 審査の申立ての審理は、書面による。

(裁決)

第二十九条 検察庁の長は、第二十六条の規定による審査の申立てについては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める裁決をしなければならない。

- 一 当該審査の申立てが第二十六条第一項に規定する審査の申立てをすることができる期間が経過した後になされたものである場合その他不適法である場合 当該審査の申立てを却下する裁決
- 二 当該審査の申立てに理由がない場合 当該審査の申立てを棄却する裁決

三 当該審査の申立てに係る処分等が事実上の行為以外のものである場合において、当該審査の申立てに理由があるとき 当該審査の申立てに係る処分等の全部又は一部を取り消し、又は変更する裁決

四 当該審査の申立てに係る処分等が検察官のした事実上の行為である場合において、当該審査の申立てに理由があるとき 当該事実上の行為の全部又は一部が違法である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為をした検察官に対し、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃し、又は変更すべき旨を命ずる裁決（当該事実上の行為が検察官の長のしたものである場合にあつては、当該事実上の行為の全部又は一部が違法である旨を宣言するとともに、当該事実上の行為の全部又は一部を撤廃し、又は変更する裁決）

2 前項第三号又は第四号に定める裁決においては、検察官の長は、審査申立人の不利益に当該処分等を変更し、又は当該事実上の行為を変更すべきことを命じ、若しくはこれを変更することはできない。

(裁決の方式等)

第三十条 前条第一項各号に定める裁決は、書面で行わなければならない。

2 検察官の長は、審査申立人に裁決書の謄本を送達しなければならない。

3 第二十条第三項の規定は、前項の規定による送達について準用する。この場合において、同条第三項中「前項の規定にかかわらず」とあるのは「第三十条第二項の規定にかかわらず」と、「第一項の書面」とあり、及び「当該書面」とあるのは「裁決書」と、「検察官」とあるのは「検察官の長」と、「前項の規定による」とあるのは「同項の規定による」と読み替えるものとする。

(行政不服審査法の準用)

第三十一条 行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第十条から第十五条まで、第十八条第三項、第二十一条、第二十二條第一項及び第五項、第二十三条、第二十五条第一項、第二項及び第四項から第七項まで、第二十六条から第二十八条まで、第三十条第二項及び第三項、第三十二条から第三十六条まで、第三十八条第一項から第五項まで、第三十九条、第五十一条第四項、第五十二条第一項並びに第五十三条の規定は、第二十六条の規定による審査の申立てについて準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十四条	第十三条第一項及び第二項、第二十八條、第三十条第二項及び第三項、第三十二條から第三十六條まで、第三十八條第一項から第三項まで及び第五項並びに第三十九條	審理員	第九條第一項の規定により指名された者（以下「審理員」という。）	読み替える行政不服審査法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十九条第二項に規定する審査請求書又は第二十一条第二項に規定する審査請求録取書	審査申立書	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十六条第一項の規定による審査の申立てがされた検察官の長（以下「審査庁」という。）	審査庁	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十六条第一項の規定による審査の申立てがされた検察官の長（以下「審査庁」という。）	読み替える字句	読み替える字句

第十八条第三項	次条に規定する審査請求書	審査申立書
第二十一条第一項	前二項に規定する期間（以下「審査請求期間」という。）	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十六条第一項に規定する期間
第二十一条第二項	審査請求書を提出し、又は処分庁等に対し第十九条第二項から第五項までに規定する事項を陳述する	審査申立書を提出する
第二十一条第三項	審査請求書又は審査請求録取書（前条後段の規定により陳述の内容を録取した書面をいう。第二十九条第一項及び第五十五条において同じ。）	審査申立書
第二十一条第四項	審査請求書を提出し、又は処分庁に対し当該事項を陳述した	審査申立書を提出した
第二十二条第一項	審査請求書を処分庁又は審査庁	審査申立書を審査庁
第二十二条第五項	審査請求書又は再調査の請求書若しくは再調査の請求録取書	審査申立書
第二十三条（見出しを含む。）	審査請求書	審査申立書
第二十三条	第十九条	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二十七条
第二十五条第二項	処分庁の上級行政庁又は処分庁である審査庁	審査庁
第二十五条第七項	あつたとき、又は審理員から第四十条に規定する執行停止をすべき旨の意見書が提出された	あつた
第三十条第二項	第四十条及び第四十二条第一項を除き、以下	以下
第三十条第三項	審査請求人から反論書の提出があつたときはこれを参加人及び処分庁等に、参加人	参加人
第三十八条第一項	これを審査請求人及び処分庁等に、それぞれ参加人は、第四十一条第一項又は第二項の規定により審理手続が終結するまでの間	、これを審査申立人に参加人は
第五十一条第四項	参加人及び処分庁等（審査庁以外の処分庁等に限る。）	参加人

2 前項において読み替えて準用する行政不服審査法（以下この項において「準用行政不服審査法」という。）第三十八条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に定めるものについて交付を求めることができない。

一 審査申立人又は参加人（次号に掲げる者を除く。） 準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類の写しのうち対象姿態等が記載された部分又は同項に規定する書面のうち対象姿態等が記載された部分

二 撮影対象者等である参加人 準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書類の写しのうち対象姿態等（当該参加人が当該参加人が第九条第二項各号に定める者の法定代理人である場合にあっては、当該同項各号に定める者）のものを除く。以下この号において同じ。）が記載された部分又は準用行政不服審査法第三十八条第一項に規定する書面のうち対象姿態等が記載された部分

（審査請求の制限）

第三十二条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等については、審査請求をすることができない。

第三十三条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴えは、当該処分等についての審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ、提起することができない。

（訴訟の特例）

第三十四条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消し及び当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えは、当該処分等をした検察官が所属する検察庁の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

2 前項に規定する取消しの訴えは、第三十条第二項の規定による裁決書の謄本の送達を受けた日から三十日を経過したときは、提起することができない。

3 前項の期間は、不変期間とする。

第六節 消去等に係る裁判手続の特例

第三十五条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消し又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えの提起があった場合において、当該処分等の対象である対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等の住所、居所その他当該撮影対象者等の通常所在する場所（以下この項において「住所等」という。）の全部又は一部が明らかにされることによつて当該撮影対象者等が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることにつき疎明があったときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、住所等の全部又は一部を秘匿する旨の裁判をすることができ、撮影対象者等の氏名その他当該撮影対象者等を特定するに足りる事項についても、同様とする。

2 民事訴訟法（平成八年法律第九号）第三百三十三条第二項の規定は前項の申立てをする場合について、同条第三項及び第四項の規定は前項の申立てがあった場合について、同条第五項の規定は前項の決定をする場合について、同法第三百三十三条の二及び第三百三十三条の四の規定は同項の決定があった場合について、それぞれ準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定が同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える民事訴訟法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第三百三十三条第二項	前項	性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第三十五条第一項

2 前項の決定は、疎明に基づいてする。	第七項	第三百三十三条の四第	当事者	次各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める者	原告	被告	原告	又は第二項	秘匿決定等に係る者以外の当事者	若しくは第二項又は前条第一項	秘匿決定、第三百三十三条の二第二項の決定又は前条第一項	申立て	当該秘匿決定に係る秘匿対象者	この章において「秘匿決定	秘匿対象者	当該申立てに係る秘匿対象者	秘匿決定	「秘匿決定	参加、強制執行、仮差押え及び執行停止	被告並びに秘匿決定及び第三百三十三条の二第二項	被告の申立て	被告及び当該秘匿決定に係る撮影対象者等	撮影対象者等	被告及び当該申立てに係る撮影対象者等	申立て等をする者又はその法定代理人（以下この章において「秘匿対象者」という。）の住所等又は氏名等	撮影対象者等（同法第九条第二項に規定する撮影対象者等）のうち、当該撮影対象者等の住所、居所その他当該撮影対象者等の通常所在する場所又は氏名等を特定するに足りる事項
																									原告	被告

第三十六条 第二十六条第一項各号に掲げる処分等の取消しの訴え又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める裁決の取消しの訴えの提起があった場合において、対象領置物件若しくは対象領置物件を複写した記録媒体又は対象電磁的記録若しくは対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体について証拠の申出があったときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、訴訟記録等（民事訴訟法第三百三十三条第三項に規定する訴訟記録等をいう。以下この項及び第三項において同じ。）中当該対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体に係る部分であつて対象電磁的記録若しくは当該対象電磁的記録を複写し若しくは印刷した記録媒体に係る部分であつて対象電磁的記録が記録された部分（第三項において「対象姿態等該当部分」という。）について、訴訟記録等の閲覧の請求をすることができる者を原告、被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等に限定するとともに、訴訟記録等の閲覧等（同法第三百三十三条第三項に規定する訴訟記録等の閲覧等をいう。第三項において同じ。）の請求のうち閲覧の請求以外の請求をすることができる者を被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等に限定することができる。

3 第一項の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで、原告、被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者は、対象姿態等該当部分に係る訴訟記録等の閲覧の請求をすることができない。被告及び当該対象領置物件又は対象電磁的記録に係る撮影対象者等以外の者による対象姿態等該当部分に係る訴訟記録等の閲覧等の請求（閲覧の請求を除く。）についても同様とする。

4 第一項の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

（取消訴訟以外の国を被告とする訴訟についての準用）

第三十七条 前二条の規定は、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める判決に関する国を被告とする訴訟（行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第九十九号）第九条第一項に規定する取消訴訟を除く。）について準用する。この場合において、第三十五条第二項の表のうち第三百三十三条第五項の項の下欄中「仮差押え」とあるのは、「仮差押え、仮処分」と読み替えるものとする。

（最高裁判所規則への委任）

第三十八条 この節に定めるもののほか、前三条の規定の実施に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第七節 雑則

（管轄区域外における職務）

第三十九条 検察官及び検察事務官は、この節の規定による調査のため必要があるときは、管轄区域外で職務を行うことができる。

第四十条 検察官は、第二十六条第一項各号に掲げる処分等又は当該処分等に係る第二十九条第一項各号に定める判決をするため必要があると認めるときは、次に掲げる調査をすることができる。

一 第十七条第一項各号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求め、

二 対象領置物件の錠を外し、封を開き、対象電磁的記録を確認し、その他必要な処分をすること。

三 対象領置物件についての鑑定を嘱託し、又は通訳若しくは翻訳を嘱託すること。

2 検察官は、消去命令に従って対象電磁的記録の消去がされたかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、第十七条第一項第三号に定める者その他の関係人に対して、報告、文書その他の物件の提出若しくは出頭を命じ、又は公務所若しくは公私の団体に照会して、必要な事項の報告を求め、

3 検察官は、検察事務官に前二項の規定による調査をさせることができる。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（刑事手続に関する手続等との関係）

第四十一条 この章の規定は、対象領置物件又は対象電磁的記録について、刑事事件又は少年の保護事件の処理に関する法令の規定による手続を行うことを妨げない。

（法務省令への委任）

第四十二条 この章に定めるもののほか、この章の規定を実施するための手続その他必要な事項は、法務省令で定める。

第八節 罰則

第四十三条 消去命令に違反したときは、その違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第四十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十八条第一項の申出をするに当たり、虚偽の陳述をし、又は事実を隠したとき。

二 第四十条第一項（第一号に係る部分に限る。）又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は文書その他の物件を提出せず、若しくは虚偽の記載若しくは記録をした文書その他の物件を提出したとき。

第四十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第四章及び附則第三条から第六条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（刑法の一部改正に伴う経過措置）

第二条 刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行の日（以下この条及び次条において「刑法施行日」という。）の前日までの間における第二条から第六条までの規定の適用については、これらの規定（第二条第二項及び第三項、第五項並びに第六項並びに第六項第二項を除く。）中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対するこれらの規定の適用についても、同様とする。

第三条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（附則第六条において「一部施行日」という。）から刑法施行日の前日までの間における第四十三条の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の規定の適用についても、同様とする。

（押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する経過措置）

第四条 第四章の規定は、当該規定の施行の際現に検察官が保管している押収物についても適用する。

（聴聞の特例に関する経過措置）

第五条 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の前日までの間は、第十七条第三項の規定は、適用しない。

（消去等に係る裁判手続の特例に関する経過措置）

第六条 一部施行日から民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行の日（次項において「民事訴訟法施行日」という。）の前日までの間における第三十五条第二項の規定の適用については、同項の表のうち第三百三十三条の第二項の項中「申立て」とあるのは、「申立てにより」と、第三百三十三条の四第一項の項及び第三百三十三条の四第二項の項の中欄中「前条第一項」とあるのは、「前条」とする。

2 一部施行日から民事訴訟法施行日の前日までの間における第三十六条第一項及び第三項の規定の適用については、同条第一項中「又は対象電磁的記録若しくは」とあるのは、「又は」と、「第三百三十三条第三項に規定する訴訟記録等」とあるのは、「第三百三十三条の第二項に規定する訴訟記録等」と、「又は当該対象電磁的記録若しくは」とあるのは、「又は」と、「係る部分であつて対象姿態等を記録された」とあるのは、「記録された対象姿態等をいう」と、「訴訟記録等の閲覧等（同法第三百三十三条第三項に規定する訴訟記録等の閲覧等）」と、「請求のうち閲覧の請求以外」とあるのは、「訴訟記録等の閲覧等の請求（閲覧の請求を除く。）」とあるのは、「訴訟記録等の閲覧、その正本、謄本若しくは抄本の交付又はその複製の請求」とする。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部改正）

第七条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「力」とし、へから「ワ」までを「ト」から「ワ」までとし、ホの次に次のように加える。

へ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

第三十条第一項、第三十一条の五第一項、第三十一条の六第二項第二号、第三十一条の十五第一項、第三十一条の二十及び第三十一条の二十一第二項第二号中「へまで、チ、リ、ル若しくはワ」を「ト」まで、リ、又、ヲ若しくはワ」に改める。

第三十五条及び第三十五条の二中「罪又は」を「罪、」に改め、までの罪の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。

(刑事訴訟法の一部改正)

第八条 刑事訴訟法の一部を次のように改正する。

第八十五条の六第一項第二号中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪」を加える。

第二百九十号の二第一項第二号中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。

(旅館業法の一部改正)

第九条 旅館業法（昭和二十三年法律第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一号を加える。

五 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二章に規定する罪

(少年法の一部改正)

第十条 少年法の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第二項ただし書中「但し」を「ただし」に、「その物を取得した」を「第一項の物を取得し、又は前項の物を保有するに至つた」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 家庭裁判所は、前項に規定する少年について、第十八条、第十九条、第二十三条第二項又は前条第一項の決定をする場合には、決定をもつて、次に掲げる物を没取することができる。

一 私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（平成二十六年法律第二百二十六号）第三条第一項から第三項までの規定に抵触する行為を構成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録（同法第二条第一項に規定する私事性的画像記録をいう。）が記録されている物若しくはこれを複写した物又は当該行為を構成し、若しくは当該行為の用に供した私事性的画像記録物（同法第二条第二項に規定する私事性的画像記録物をいう。）を複写した物

二 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条第一項又は第六条第一項の規定に抵触する行為により生じた物を複写した物

(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正)

第十一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表に次の一号を加える。

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二章に規定する罪

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第三に次の一号を加える。

九十三 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項（不特定又は多数の者に対する性的影像記録提供等）又は第五条第一項若しくは第二項（性的姿態等影像送信）の罪

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律の一部改正)

第十三条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第八条第二号中「罪」の下に「若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）（第十四条第一項及び第十八条第三項第一号において「この法律に規定する罪等」という。）を加える。

第十四条第一項中「第八号に規定する罪」を「この法律に規定する罪等」に改める。

第十八条第三項第一号中「この法律、刑法第八十二条、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪」を「この法律に規定する罪等」に改める。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正)

第十四条 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪（児童生徒等に係るものに限る。）」を加える。

(教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 前条の規定による改正後の教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律第二条第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に行われた同号に規定する性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪に当たる行為については、適用しない。

(刑事訴訟法の一部改正)

第十六条 刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条のうち刑事訴訟法第二百一条の次に一条を加える改正規定のうち第二百一条の二第一項第一号口及び同法第二百七十一条の次に七条を加える改正規定のうち第二百七十一条の二第一項第一号口中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。

(刑法及び刑事訴訟法の一部改正)

第十七条 刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第三条のうち刑事訴訟法第三百二十一条の二の次に一条を加える改正規定のうち第三百二十一条の三第一項第一号口中「罪又は」を「罪、」に改め、「までの罪」の下に「又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪」を加える。

内閣総理大臣 岸田 文雄

法務大臣 齋藤 健

文部科学大臣 齋藤 健

国務大臣 小倉 將信

厚生労働大臣 加藤 勝信

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）（附則第七条関係）

改正案	現行
<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>ヘ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）</p> <p>ト カ （略）</p> <p>三 十一 （略）</p> <p>二 〇 四 （略）</p> <p>（営業の停止等）</p> <p>第三十条 公安委員会は、店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪（第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。）若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、</p>	<p>（許可の基準）</p> <p>第四条 公安委員会は、前条第一項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしてはならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 一年以上の懲役若しくは禁錮の刑に処せられ、又は次に掲げる罪を犯して一年未満の懲役若しくは罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者</p> <p>イ ホ （略）</p> <p>（新設）</p> <p>ヘ 〇 四 （略）</p> <p>ト カ （略）</p> <p>三 十一 （略）</p> <p>二 〇 四 （略）</p> <p>（営業の停止等）</p> <p>第三十条 公安委員会は、店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪（第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。）若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、</p>

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号からトまで、リ、ヌ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条第一項の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部を停止を命ずること。

三 (略)

3 (略)

(営業の停止等)

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪(第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。)若しくは第四条第一項第二号からトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の四第一項並びに前条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号からヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条第一項の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型性風俗特殊営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部を停止を命ずること。

三 (略)

3 (略)

(営業の停止等)

第三十一条の十五 公安委員会は、店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪(第四十九条第五号及び第六号の罪を除く。)若しくは第四条第一項第二号からヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な

育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(営業の停止)

第三十一条の二十 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからトまで、リ、又、ヲ若しくはハに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(処分移送通知書の送付等)
第三十一条の二十一 (略)

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は

育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む店舗型電話異性紹介営業について、八月を超えない範囲内で期間を定めて当該店舗型電話異性紹介営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(営業の停止)

第三十一条の二十 無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号ロからヘまで、チ、リ、ル若しくはヲに掲げる罪に当たる違法な行為その他善良の風俗を害し若しくは少年の健全な育成に障害を及ぼす重大な不正行為で政令で定めるものをしたとき、又は無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反したときは、当該行為又は当該違反行為が行われた時における事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者に対し、八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(処分移送通知書の送付等)
第三十一条の二十一 (略)

2 前項の規定により処分移送通知書が送付されたときは、当該処分移送通知書の送付を受けた公安委員会は

、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の十九第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号からトまで、リ、ヌ、ヲ若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずること。

3

(略)

(興行場営業の規制)

第三十五条 公安委員会は、興行場営業(第二条第六項第三号の営業を除く。第三十八条第二項において同じ。)を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、刑法第七十四条若しくは第七十五条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪を犯し

、次の各号に掲げる場合の区分に従い、それぞれ当該各号に定める処分をすることができるものとし、当該処分移送通知書を送付した公安委員会は、第三十一条の十九第一項及び前条の規定にかかわらず、当該事案について、これらの規定による処分をすることができないものとする。

一 (略)

二 当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者若しくはその代理人等が当該営業に関しこの法律に規定する罪若しくは第四条第一項第二号からヘまで、チ、リ、ル若しくはワに掲げる罪に当たる違法な行為若しくは前条の政令で定める重大な不正行為をした場合又は当該無店舗型電話異性紹介営業を営む者がこの法律に基づく処分に違反した場合 八月を超えない範囲内で期間を定めて、当該営業の全部又は一部の停止を命ずること。

3

(略)

(興行場営業の規制)

第三十五条 公安委員会は、興行場営業(第二条第六項第三号の営業を除く。第三十八条第二項において同じ。)を営む者又はその代理人等が、当該営業に関し、刑法第七十四条若しくは第七十五条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪を犯した場合においては、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む興行場営業について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一

た場合においては、当該営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む興行場営業について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(特定性風俗物品販売等営業の規制)

第三十五条の二 公安委員会は、店舗を設けて物品を販売し、若しくは貸し付ける営業（その販売し、又は貸し付ける物品が第二条第六項第五号の政令で定める物品を含むものに限るものとし、同号の営業に該当するものを除く。以下「特定性風俗物品販売等営業」という。）を営む者又はその代理人等が、当該特定性風俗物品販売等営業に關し、刑法第七十五条の罪、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪又は性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までの罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む特定性風俗物品販売等営業（第二条第六項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。）について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

部の停止を命ずることができる。

(特定性風俗物品販売等営業の規制)

第三十五条の二 公安委員会は、店舗を設けて物品を販売し、若しくは貸し付ける営業（その販売し、又は貸し付ける物品が第二条第六項第五号の政令で定める物品を含むものに限るものとし、同号の営業に該当するものを除く。以下「特定性風俗物品販売等営業」という。）を営む者又はその代理人等が、当該特定性風俗物品販売等営業に關し、刑法第七十五条の罪又は児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律第七条第二項から第八項までの罪を犯した場合においては、当該特定性風俗物品販売等営業を営む者に対し、当該施設を用いて営む特定性風俗物品販売等営業（第二条第六項第五号の政令で定める物品を販売し、又は貸し付ける部分に限る。）について、六月を超えない範囲内で期間を定めて営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

○ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）（附則第十一条関係）

<p style="text-align: center;">改正案</p>	<p>別表（第二条関係） 一～五十九（略） 六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第二章に規定する罪</p>
<p style="text-align: center;">現行</p>	<p>別表（第二条関係） 一～五十九（略） （新設）</p>

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成十五年法律第八十三号）
（附則第十三条関係）

改正案

現行

<p>（欠格事由） 第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。 一 （略） 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法（明治四十年法律第四十五号）第八十二条、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪若しくは性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第二条から第六条までに規定する罪（その被害者に児童が含まれるものに限る。）（第十四条第一項及び第十八条第三項第一号において「この法律に規定する罪等」という。）を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 三 七 （略） （事業の停止等） 第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うイ</p>	<p>（欠格事由） 第八条 次の各号のいずれかに該当する者は、インターネット異性紹介事業を行ってはならない。 一 （略） 二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法（明治四十年法律第四十五号）第八十二条、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者 三 七 （略） （事業の停止等） 第十四条 インターネット異性紹介事業者がその行うイ</p>
--	---

インターネット異性紹介事業に關しこの法律に規定する罪等（この法律に規定する罪にあつては、第三十一条の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときは、当該行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(登録誘引情報提供機関の登録)
第十八条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律に規定する罪等を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二・三 (略)

4 (略)

インターネット異性紹介事業に關し第八号に規定する罪（この法律に規定する罪にあつては、第三十一条の罪及び同条の罪に係る第三十五条の罪を除く。）その他児童の健全な育成に障害を及ぼす罪で政令で定めるものに当たる行為をしたと認めるときは、当該行為が行われた時における当該インターネット異性紹介事業者の事務所の所在地を管轄する公安委員会は、当該インターネット異性紹介事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて、当該インターネット異性紹介事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 (略)

(登録誘引情報提供機関の登録)
第十八条 (略)

2 (略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、登録を受けることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律、刑法第一百八十二条、児童福祉法第六十条第一項若しくは児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

二・三 (略)

4 (略)

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年七月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百三十五号

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
内閣は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四条中第十二号を第十三号とし、第一号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第百八十二条の規定

（警察法施行令の一部改正）

第二条 警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第八号中「強制性交等」を「不同意性交等」に改める。

第三条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号中「第七百七十六条」を「第七百七十六条第一項」に、「第七百七十七条」を「第七百七十七条第一項」に改める。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第四条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条第一号中「から第八十一条」を「第七十七号、第七十九号から第八十二条」に改める。

第二十八条第二号中「第八十二条」を「第七十七号まで、第七十九号から第八十三条」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行令の一部改正）

第五条 社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「規定は」の下に「刑法（明治四十年法律第四十五号、第八十二条の規定に限る。）を加える。

第十四条の二並びに附則第二条の二及び第三条中「規定は」の下に「刑法（第八十二条の規定に限る。）を加える。

（精神保健福祉士法施行令の一部改正）

第六条 精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「規定は」の下に「刑法（明治四十年法律第四十五号、第八十二条の規定に限る。）を加える。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正）

第七条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）の一部を次のように改正する。

第一条第三号中「同法第七十八条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）」を削り、「第八十二条」を「第八十三条」に改める。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第八条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（平成二十五年政令第三百二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「第七十六条」を「第七十六条第一項」に、「第七十七条」を「第七十七条第一項」に改める。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第九条 国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第六条中第十一号を第十二号とし、第一号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第八十二条の規定

（公認心理師法施行令の一部改正）

第十条 公認心理師法施行令（平成二十九年政令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第二十八号を第二十九号とし、第一号から第二十七号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第十一条 特定複合観光施設区域整備法施行令（平成三十一年政令第七十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二十一号、第二十七条第二項及び第三十二条中「第八十二条」を「第八十三条」に改める。

（施行期日）

第一条 この政令は、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。

（警察法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の警察法施行令第二条の規定の適用については、改正法第一条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号、以下「旧刑法」という。）第七十七号、第七十八号第二項又は第八十条若しくは第八十一条第二項（これらの規定中旧刑法第七十七号又は第八十条第二項の罪に係る部分に限る。）に規定する犯罪は、不同意性交等の犯罪とみなす。

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第三条の規定による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行令第十二条第二項の規定の適用については、旧法第七十六条、第七十七号又は第八十条（旧法第七十六条又は第七十七号の罪に係る部分に限る。）に規定する罪は、同項第一号に掲げる罪とみなす。

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第四条の規定による改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第十七号、第十八号、第二十条及び第二十一条の規定の適用については、旧法第七十六号から第七十八号まで又は第八十条若しくは第八十一条（これらの規定中旧法第七十六号から第七十八号までの罪に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為は、新令第十七号に掲げる行為とみなす。

2 新令第二十八条の規定の適用については、旧法第七十六号から第七十八号まで又は第八十条若しくは第八十一条（これらの規定中旧法第七十六号から第七十八号までの罪に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為は、新令第二十八号に掲げる行為とみなす。

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第七条の規定による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（以下この条において「新令」という。）第一条の規定の適用については、旧法第七十六号に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、旧法第七十七号に規定する罪（児童に対する性交等に係るものに限る。）、又は旧法第七十八号若しくは旧法第八十条若しくは第八十一条（これらの規定中旧法第七十六号から第七十八号までの罪に係る部分に限る。）に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）は、新令第一条第三号に掲げる罪とみなす。

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第八条の規定による改正後の海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令（以下この条において「新令」という。）第五条の規定の適用については、旧法第七十六条、第七十七号又は第八十条（旧法第七十六号又は第七十七号の罪に係る部分に限る。）に規定する罪は、新令第五条第一号に掲げる罪とみなす。

内閣総理大臣 岸田 文雄
厚生労働大臣 加藤 勝信
国土交通大臣 斉藤 鉄夫

○ 警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費） 第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費</p> <p>イ レ （略）</p> <p>ソ 日本国民の国外における犯罪のうち殺人、放火、強盗、不同意性交等、傷害、略取誘拐、窃盗又は詐欺の犯罪であつて重要なもの</p> <p>ツ ナ （略）</p> <p>九 十三 （略）</p>	<p>（国庫が支弁する都道府県警察に要する経費） 第二条 法第三十七条第一項の規定により、同項各号に掲げる経費で、国庫が支弁するものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 七 （略）</p> <p>八 次に掲げる犯罪の捜査に必要な旅費、物件費、捜査費その他の経費</p> <p>イ レ （略）</p> <p>ソ 日本国民の国外における犯罪のうち殺人、放火、強盗、強制性交等、傷害、略取誘拐、窃盗又は詐欺の犯罪であつて重要なもの</p> <p>ツ ナ （略）</p> <p>九 十三 （略）</p>

改正案	現行
<p>第十二条（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、<u>第一百七十六条第一項、第一百七十七条第一項、第一百八十条（同法第一百七十六条第一項又は第一百七十七条第一項に係る部分に限る。）、</u>第九十四条、第九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第二編第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六条、第二百三十八条、第二百四十一条第一項、第二百四十三条（同法第二百三十六條又は第二百三十八條に係る部分に限る。）、第二百四十九条若しくは第二百五十条（同法第二百四十九条に係る部分に限る。）に規定する罪</p>	<p>第十二条（略）</p> <p>2 法第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 刑法第九十五条、第九十六条の三、第九十六条の四、第九十六条の五（同法第九十六条の三又は第九十六条の四に係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十八条、第九十九条、第一百条第二項、第一百一条、第一百二条（同法第九十七条及び第一百条第一項に係る部分を除く。）、<u>第一百七十六条、第一百七十七条、第一百八十条（同法第一百七十六条又は第一百七十七条に係る部分に限る。）、</u>第九十四条、第九十五条、第二百二十条若しくは第二百二十三条に規定する罪、同法第二編第三十三章（同法第二百二十八条の二から第二百二十九条までを除く。）に規定する罪（加害目的略取罪等、加害目的略取幫助罪等、加害目的被略取者引渡し罪等及び加害目的略取未遂罪等を除く。）又は同法第二百三十四条、第二百三十六条、第二百三十八条、第二百四十一条第一項、第二百四十三条（同法第二百三十六條又は第二百三十八條に係る部分に限る。）、第二百四十九条若しくは第二百五十条（同法第二百四十九条に係る部分に限る。）に規定する罪</p>

二〇五十一
(略)

二〇五十一
(略)

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（第四条関係）

改正案	現行
<p>（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為） 第十七条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三百三十六條若しくは第三百三十七條（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十六條、第七十七條、第七十九條から第八十二條まで又は第八十七條から第九十條までの罪に当たる違法な行為</p> <p>二 十三（略）</p> <p>（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為） 第二十八條 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法第三百三十六條若しくは第三百三十七條（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十四條から第七十七條まで、第七十九條から第八十三條まで、第二百二十三條、第二百二十四條、第二百二十五條（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六條、第二百二十六條の二（第三項については、</p>	<p>（法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為） 第十七条 法第三十条第一項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 刑法（明治四十年法律第四十五号）第三百三十六條若しくは第三百三十七條（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十六條から第八十一條まで又は第八十七條の罪に当たる違法な行為</p> <p>二 十三（略）</p> <p>（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為） 第二十八條 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 刑法第三百三十六條若しくは第三百三十七條（これらの規定中販売又は販売目的の所持に係る部分に限る。）、第三百三十九條第二項、第四百十條、第七十四條から第七十七條まで、第八十二條まで、第二百二十三條、第二百二十四條、第二百二十五條（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六條、第二百二十六條の二（第三項については、営利又はわいせつの目的に係る部分に</p>

営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六条の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二百二十八条（同法第二百二十四条、第二百五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為

三〇十（略）

限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（同法第二百二十四条、第二百五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二又は第二百二十六条の三の罪を犯した者を幫助する目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）若しくは第三項（営利又はわいせつの目的に係る部分に限る。以下この号において同じ。）又は第二百二十八条（同法第二百二十四条、第二百五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三又は第二百二十七条第一項若しくは第三項に係る部分に限る。）の罪に当たる違法な行為

三〇十（略）

○ インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令（平成二十年政令第三百四十六号）（第七条関係）

改正案

現行

（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）
 第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

（児童の健全な育成に障害を及ぼす罪）
 第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（次条において「法」という。）第十四条第一項の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。

一・二 （略）

一・二 （略）

三 刑法第七十四条に規定する罪、同法第七十五条第一項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）、同法第七十六条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第七十七条に規定する罪（児童に対する性交等に係るものに限る。）、同法第七十九条に規定する罪、同法第八十条若しくは第八十一条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）、又は同法第八十三条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）

三 刑法第七十四条に規定する罪、同法第七十五条第一項に規定する罪（児童に頒布し、又は公然と陳列する行為に係るものに限る。）、同法第七十六条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為に係るものに限る。）、同法第七十七条に規定する罪（児童に対する性交等に係るものに限る。）、同法第七十八条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）、同法第七十九条に規定する罪、同法第八十条若しくは第八十一条に規定する罪（児童に対するわいせつな行為又は性交等に係るものに限る。）、又は同法第八十二条に規定する罪（児童である女子を勧誘して姦淫させる行為に係るものに限る。）

四 二十六 （略）

四 二十六 （略）

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和五年七月五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第二百三十六号

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）第十八条の五第三号、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第五条の第二項第三号、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十五條の四第二項、公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十二号）別表第八号、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）第七條第二号ル、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第七十七号）第十二条の五第四項第三号及び特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第四十一条第二項第二号イ(6)（同法第四十三條第四項、第四十五條第二項、第四十六條第二項、第四十七條第二項及び第四十八條第三項において準用する場合を含む）の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条 児童福祉法施行令の一部改正

（児童福祉法施行令の一部改正）

第一条 児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。
第十四条 次の一号を加える。
十四 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項（同条第一項（第四号に係る部分に限る。）の罪に係る部分に限る。）、第三条及び第四条（これらの規定のうち、同法第三条第一項に規定する性的影像記録であつて、同法第二条第一項第四号に掲げる行為により生成され、若しくは同法第五条第一項第四号に掲げる行為により影像送信（同項第一号に規定する影像送信をいう。以下この号において同じ。）をされた影像を記録する行為により生成された同法第三条第一項に規定する電磁的記録その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部（同法第二条第一項第一号に規定する性的姿態等の影像が記録された部分に限る。）を複写したものに係る部分に限る。）、第五条第一項（第四号に係る部分に限る。）、同条第二項及び第六条第一項（これらの規定のうち、同法第五条第一項第四号に掲げる行為により影像送信をされた影像に係る部分に限る。以下この号において同じ。）並びに第六条第二項（同条第一項の罪に係る部分に限る。）の規定

第二条 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正

（銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正）

第十二条 第二項に次の一号を加える。
第五十一 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条第一項若しくは第二項に規定する罪（同条第一項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）又は同法第五条第一項に規定する罪（同項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）

第三条 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令の一部改正）

第二十八条 第十号を第十一号とし、第六号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。
六 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪に当たる違法な行為

（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）
第四条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第四百十六号）の一部を次のように改正する。
本則に次の一号を加える。
四百六十七 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）

第五条 海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正

（海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行令の一部改正）

第二十六条 次の一号を加える。
二十六号の二の一部を次のように改正する。
五十一 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条第一項若しくは第二項に規定する罪（同条第一項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）又は同法第五条第一項に規定する罪（同項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）

第六条 国家戦略特別区域法施行令の一部改正

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第十三条 次の一号を加える。
十三 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第二項（同条第一項（第四号に係る部分に限る。）の罪に係る部分に限る。）、第三条及び第四条（これらの規定のうち、同法第三条第一項に規定する性的影像記録であつて、同法第二条第一項第四号に掲げる行為により生成され、若しくは同法第五条第一項第四号に掲げる行為により影像送信（同項第一号に規定する影像送信をいう。以下この号において同じ。）をされた影像を記録する行為により生成された同法第三条第一項に規定する電磁的記録その他の記録又は当該記録の全部若しくは一部（同法第二条第一項第一号に規定する性的姿態等の影像が記録された部分に限る。）を複写したものに係る部分に限る。）、第五条第一項（第四号に係る部分に限る。）、同条第二項及び第六条第一項（これらの規定のうち、同法第五条第一項第四号に掲げる行為により影像送信をされた影像に係る部分に限る。以下この号において同じ。）並びに第六条第二項（同条第一項の罪に係る部分に限る。）の規定

第七条 特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正

（特定複合観光施設区域整備法施行令の一部改正）

第七十七条 第二項第四十七号を同項第四十八号とし、同項第四十六号の次に次の一号を加える。
四十七 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第二条から第六条までの罪

附則

この政令は、性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の画像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣 岸田 文雄
国土交通大臣 齊藤 鉄夫

○ 銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和三十三年政令第三十三号）（第二条関係）

改正案	現行
<p>第十二条（略）</p> <p>2 第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五十一（略）</p> <p>五十一 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）</p> <p>第二条第一項若しくは第二項に規定する罪（同条第一項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）又は同法第五条第一項に規定する罪（同項第二号に掲げる行為に係るものに限る。）</p>	<p>第十二条（略）</p> <p>2 第五条の二第二項第三号の政令で定める罪は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 五十一（略）</p> <p>（新設）</p>

○ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令（昭和五十九年政令第三百十九号）（第三条関係）

改正案	現行
<p>（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為）</p> <p>第二十八条 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>六 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第 号）第二</p> <p>七 十 一 （略）</p>	<p>（法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為）</p> <p>第二十八条 法第三十五条の四第二項の政令で定める重大な不正行為は、次に掲げる行為とする。</p> <p>一 五 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>六 十 一 （略）</p>

○国家公安委員会規則第十二号

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律（令和五年法律第六十六号）及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則を次のように定める。

令和五年七月十日

国家公安委員会委員長 谷 公一

刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律及び性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則
 (警察官等拳銃使用及び取扱い規範の一部改正)
第一条 警察官等拳銃使用及び取扱い規範(昭和三十七年国家公安委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(用語の定義等) 第二条 [略]</p> <p>2 警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号。以下「法」という。)第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁錮にあたる兇悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。</p> <p>「一・二 略」</p> <p>三 前二号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの</p> <p>イ 刑法第七十七条第一項(不同意性交等)、第二百二十五条の二(身の代金目的略取等)及び第二百三十六条(強盗)の罪</p> <p>「ロ」ト 略」</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(用語の定義等) 第二条 [同上]</p> <p>2 [同上]</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 [同上]</p> <p>イ 刑法第七十七条(強制性交等)、第二百二十五条の二(身の代金目的略取等)及び第二百三十六条(強盗)の罪</p> <p>「ロ」ト 同上」</p>

(警備業の要件に関する規則の一部改正)
第二条 警備業の要件に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(重大な不正行為) 第一条 警備業法(以下「法」という。)第三条第三号の国家公安委員会規則で定める重大な不正行為は、次のとおりとする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 次に掲げる罪のいずれかに当たる違法な行為</p> <p>ア 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八八条、第九九条第一項、第一百十條第一項、第一百十二條、第一百七七條第一項、第一百十九條、第二百十條、第二百十五條から第二百二十八條第一百二十四條第一項に係る部分を除く。まで、第二百四十六條、第七十七條、第七十九條第二項、第八十條(第七十七條及び第七十九條第二項に係る部分に限る。)、第二百八十一條第二項、第九十九條、第七十三條(第九十九條に係る部分に限る。)、第二百九十九條、第二百五十五條、第二百二十五條から第二百二十六條まで、第二百二十七條第二項若しくは第四項、第二百二十八條(第二百二十四條並びに第二百二十七條第一項及び第三項に係る部分を除く。)、第二百三十五條から第二百三十六條まで、第二百三十八條から第二百四十條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項、第二百四十三條、第二百四十六條、第二百四十八條から第二百五十條(第二百四十七條に係る部分を除く。まで、第二百五十三條又は第二百五十六條第二項に規定する罪</p> <p>「イ」シ 略」</p>	<p>(重大な不正行為) 第一条 [同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 [同上]</p> <p>ア 刑法(明治四十年法律第四十五号)第八八條、第九九條第一項、第一百十條第一項、第一百十二條、第一百七七條第一項、第一百十九條、第二百十條、第二百十五條から第二百二十八條第一百二十四條第一項に係る部分を除く。まで、第二百四十六條、第七十七條、第七十九條第二項、第八十條(第七十七條及び第七十九條第二項に係る部分に限る。)、第二百八十一條第二項、第九十九條、第七十三條(第九十九條に係る部分に限る。)、第二百九十九條、第二百五十五條、第二百二十五條から第二百二十六條まで、第二百二十七條第二項若しくは第四項、第二百二十八條(第二百二十四條並びに第二百二十七條第一項及び第三項に係る部分を除く。)、第二百三十五條から第二百三十六條まで、第二百三十八條から第二百四十條まで、第二百四十一條第一項若しくは第三項、第二百四十三條、第二百四十六條、第二百四十八條から第二百五十條(第二百四十七條に係る部分を除く。まで、第二百五十三條又は第二百五十六條第二項に規定する罪</p> <p>「イ」シ 同上」</p>

〔暴力的不法行為その他の罪に当たる行為〕
第二条 法第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。

一 〔略〕

二 刑法第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第四百五条の二、第四百七十五条、第四百七十七條第一項若しくは第三項、第四百七十九條第二項、第四百八十条（第四百七十七條第一項及び第三項並びに第四百七十九條第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第四百八十一条第二項（第四百七十七條第一項及び第三項、第四百七十九條第二項並びに第四百八十条に係る部分に限る。）、第四百八十二条第三項、第四百八十五条から第四百八十七條まで、第四百九十九條、第二百一條、第二百三條（第四百九十九條に係る部分に限る。）、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百八條の二、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六條から第二百二十八條（第二百二十五條、第二百二十五條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、第二百四十三條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一條第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、第二百四十六條（第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六條の二（第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十六條、第二百四十六條の二及び第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〇四十六 略〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イノ二 略〕

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

(1) 〔略〕

(2) 刑法第百七十七條第一項若しくは第三項、第二百四條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十六條の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六條の三、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五條の二、第二百三十六條又は第二百四十六條の二に規定する罪

〔三〇四七 略〕

〔暴力的不法行為その他の罪に当たる行為〕
第二条 〔同上〕

一 〔同上〕

二 刑法第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第四百五条の二、第四百七十五条、第四百七十七條、第四百七十九條第二項、第四百八十条（第四百七十七條及び第四百七十九條第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第四百八十一条第二項（第四百七十七條、第四百七十九條第二項及び第四百八十条に係る部分に限る。）、第四百八十五条から第四百八十七條まで、第四百九十九條、第二百一條、第二百三條（第四百九十九條に係る部分に限る。）、第二百四條、第二百五條、第二百八條の二、第二百二十條から第二百二十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十六條から第二百二十八條（第二百二十五條、第二百二十五條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、第二百四十三條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一條第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、第二百四十六條（第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六條の二（第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十六條、第二百四十六條の二及び第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〇四十六 同上〕

四十七 〔同上〕

〔イノ二 同上〕

ホ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 刑法第百七十七條、第二百四條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十六條の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六條の三、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五條の二、第二百三十六條又は第二百四十六條の二に規定する罪

〔三〇四七 同上〕

		改 正 後			改 正 前
<p>第三條 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこの順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。</p>	<p>⑳ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する罪</p> <p>ハ 「略」</p> <p>「四十八、五十九 略」</p> <p>六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>〔号の細分を加える〕</p> <p>ハ 「略」</p> <p>「四十八、五十九 同上」</p> <p>「号を加える」</p>	<p>第六條 法第四條第一項第三号（法第三十一條の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たるとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五條、第九十六條の二から第九十六條の四まで、第九十六條の五（第九十六條の二から第九十六條の四までに係る部分に限る。）、第九十六條の六第一項、第九十三條、第九十四條、第九十五條の二、第九十七條、第九十七條第一項若しくは第三項、第九十七條第二項、第九十八條（第九十七條第一項及び第三項並びに第九十七條第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第九十八條第二項（第九十七條第一項及び第三項並びに第九十八條第二項に係る部分に限る。）、第九十九條、第一百條、第一百零一条、第一百零二條、第一百零三條（第九十九條に係る部分に限る。）、第一百零四條、第一百零五條、第一百零八條、第一百零八條の二、第一百零九條から第二百三十三條まで、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八條（第二百二十五條、第二百二十七條第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十八條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一條第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三條（第二百三十五條の二、第二百三十六條、第二百四十二條及び第二百四十一條第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六條（第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十六條、第二百四十六條の二及び第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一條までに規定する罪</p> <p>〔三、四十六 略〕</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第六條 法第四條第一項第三号（法第三十一條の二十三において準用する場合を含む。）の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たるとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五條、第九十六條の二から第九十六條の四まで、第九十六條の五（第九十六條の二から第九十六條の四までに係る部分に限る。）、第九十六條の六第一項、第九十三條、第九十四條、第九十五條の二、第九十七條、第九十七條第一項、第九十九條第二項、第九十八條（第九十七條第一項及び第三項並びに第九十九條第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第九十八條第二項（第九十七條第一項及び第三項並びに第九十八條第二項に係る部分に限る。）、第九十九條、第一百條、第一百零一条、第一百零二條、第一百零三條（第九十九條に係る部分に限る。）、第一百零四條、第一百零五條、第一百零八條、第一百零八條の二、第二百二十五條から第二百二十六條の三まで、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八條（第二百二十五條、第二百二十七條第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十八條の二第一項、第二百二十六條から第二百二十六條の三まで並びに第二百二十七條第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八條の三、第二百三十四條、第二百三十五條の二から第二百三十七條まで、第二百四十條（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一條第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三條（第二百三十五條の二、第二百三十六條、第二百四十二條及び第二百四十一條第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六條（第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十六條、第二百四十六條の二及び第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一條までに規定する罪</p> <p>〔三、四十六 同上〕</p>	
	<p>（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p>			

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

「イ」略

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第二項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪

(1) 「略」

(2) 刑法第百七十七条第一項若しくは第三項、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六條又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔3〕略

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項又は第五條第一項若しくは第二項に規定する罪

ハ 「略」

〔四十八〕五十九 略

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

第四条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（平成三年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一号の国家公安委員会規則で定める罪は、次のとおりとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条第一項若しくは第三項、第百七十九条第二項、第百八十条（第百七十七条第一項及び第三項並びに第百七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百八十一条第二項（第百七十七条第一項及び第三項、第百七十九条第二項並びに第百八十条に係る部分に限る。）、第百八十二条第三項、第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、第二百</p>	<p>（暴力的不法行為等）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第百三条、第百四条、第百五条の二、第百七十五条、第百七十七条、第百七十九條第二項、第百八十条（第百七十七条及び第百七十九條第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第百八十一条第二項（第百七十七条、第百七十九條第二項及び第百八十条に係る部分に限る。）、第百八十五条から第百八十七条まで、第百九十九条、第二百一条、第</p>

四十七 「同上」

「イ」同上

ホ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 刑法第百七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六條又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔3〕略 同上

「号の細分を加える」

ハ 「略」

〔四十八〕五十九 同上

「号を加える」

百三条（第九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二十五条及び第二十六条から第二十八条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六条に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〕四十六 略

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

〔イ〕二 略

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第二項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当る行為に係る罪

(1) 〔略〕

(2) 刑法第百七十七条第一項若しくは第三項、第二百四条、第二百五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二十五条及び第二十六条から第二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六條又は第二百四十六條の二に規定する罪

〔三〕七 略

⑧ 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する罪

へ 〔略〕

〔四十八〕五十九 略

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二十五条及び第二十六条から第二十八条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）から第四項まで、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六条に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六条、第二百四十条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪

〔三〕四十六 同上

四十七 〔同上〕

〔イ〕二 同上

ホ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 刑法第百七十七条、第二百四条、第二百五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二十五条及び第二十六条から第二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六條又は第二百四十六條の二に規定する罪

〔三〕七 同上

〔号の細分を加える〕

へ 〔略〕

〔四十八〕五十九 同上

〔号を加える〕

(暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則の一部改正)
第五条 暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則(平成三年国家公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>銃砲刀剣類所持等取締法第五条第一項第十七号の国家公安委員会規則で定める違法な行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 [略]</p> <p>二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第五百五条の二、第七百七十五条、第七百七十七条第一項若しくは第三項、第七百七十九条第二項、第八十条(第七百七十七条第一項及び第三項並びに第七百七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第八十一条第二項(第七百七十七条第一項及び第三項、第七百七十九条第二項並びに第八十条に係る部分に限る。)、第八十二条第三項、第八十五条から第八十七条まで、第九十九条、第一百一条、第一百三条(第九十九条に係る部分に限る。)、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百五条及び第二百二十六条から第二百二十八条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十八条(第二百二十五条、第二百二十六条から第二百二十八条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十五条、第二百二十六条から第二百二十八条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第二百三十六条に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項(第二百三十六條に係る部分に限る。若しくは第三項(第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六條(第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十六條の二(第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十九條、第二百五十條(第二百四十六條、第二百四十六條の二及び第二百四十九條に係る部分に限る。))又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪</p> <p>[三〇四十六 略]</p> <p>四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第三十六号)以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>[イ〜ニ 略]</p> <p>ホ 組織的犯罪処罰法第六條の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪</p> <p>(1) [略]</p>	<p>[同上]</p> <p>一 [同上]</p> <p>二 刑法(明治四十年法律第四十五号)第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五(第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。)、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第五百五条の二、第七百七十五条、第七百七十七条、第七百七十九条第二項、第八十条(第七百七十七条及び第七百七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第八十一条第二項(第七百七十七条、第七百七十九条第二項及び第八十条に係る部分に限る。)、第八十五条から第八十七条まで、第九十九条、第一百一条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項(第二百五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十八条(第二百二十五条、第二百二十六条から第二百二十八条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百二十五条、第二百二十六条から第二百二十八条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。)、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条(第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十一条第一項(第二百三十六條に係る部分に限る。若しくは第三項(第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十三条(第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。)、第二百四十六條(第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十六條の二(第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。)、第二百四十九條、第二百五十條(第二百四十六條、第二百四十六條の二及び第二百四十九條に係る部分に限る。))又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪</p> <p>[三〇四十六 同上]</p> <p>四十七 [同上]</p> <p>[イ〜ニ 同上]</p> <p>ホ [同上]</p> <p>(1) [同上]</p>

<p>(2) 刑法第七十七条第一項若しくは第三項、第二百四十二条、第二百五十二条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪</p> <p>〔三〕略</p> <p>〔28〕性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項又は第五条第一項若しくは第二項に規定する罪</p> <p>〔四十八〕五十九 略</p> <p>六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪</p> <p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>(2) 刑法第七十七条、第二百四十二条、第二百五十二条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪</p> <p>〔三〕略 同上</p> <p>〔号の細分を加える〕</p> <p>〔四十八〕五十九 同上</p> <p>〔号を加える〕</p>
--	---

第六條 古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 古物営業法（以下「法」という。）第四条第三号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 略</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十三条、第九十四条、第九十五条の二、第九十七条、第九十七条第一項若しくは第三項、第九十九条第二項、第一百八十条（第九十七条第一項及び第三項並びに第九十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第一百八十一条第二項（第九十七条第一項及び第三項、第九十九条第二項並びに第一百八十条に係る部分に限る。）、第一百八十二条第三項、第一百八十五条から第一百八十七条まで、第九十九条、第一百一条、第一百三条（第九十九条に係る部分に限る。）、第二百四十二条、第二百五十二条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百五十二条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十一条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下こ</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第一条 同上</p> <p>一 同上</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十三条、第九十四条、第九十五条の二、第九十七条、第九十七条第一項、第九十九条第二項、第一百八十条（第九十七条第一項及び第三項並びに第九十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第一百八十一条第二項（第九十七条第一項及び第三項、第九十九条第二項並びに第一百八十条に係る部分に限る。）、第一百八十一条第二項（第九十七条第一項及び第三項、第九十九条第二項並びに第一百八十条に係る部分に限る。）、第一百八十二条第三項、第一百八十五条から第一百八十七条まで、第九十九条、第一百一条、第一百三条（第九十九条に係る部分に限る。）、第二百四十二条、第二百五十二条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百五十二条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十一条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下こ</p>

<p>改正後</p>	<p>改正前</p>														
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条 自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律（以下「法」という。）第三条第四号の国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。 一 [略]</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為） 第一条 [同上] 一 [同上]</p>														
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>														
<p>第七條 国家公安委員会関係自動車運送代行業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成十四年国家公安委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="502 181 550 1131"> <p>六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪</p> </td> <td data-bbox="502 1131 550 2072"> <p>[号を加える]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 181 598 1131"> <p>〔四十八、五十九 略〕</p> </td> <td data-bbox="550 1131 598 2072"> <p>[四十八、五十九 同上]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 181 646 1131"> <p>へ [略]</p> </td> <td data-bbox="598 1131 646 2072"> <p>[略]</p> </td> </tr> </table>	<p>六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪</p>	<p>[号を加える]</p>	<p>〔四十八、五十九 略〕</p>	<p>[四十八、五十九 同上]</p>	<p>へ [略]</p>	<p>[略]</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="502 1131 550 2072"> <p>六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項又は第五條第一項若しくは第二項に規定する罪</p> </td> <td data-bbox="502 2072 550 2072"> <p>[号の細分を加える]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1131 598 2072"> <p>〔三、〇七 略〕</p> </td> <td data-bbox="550 2072 598 2072"> <p>[三、〇七 同上]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="598 1131 646 2072"> <p>へ [略]</p> </td> <td data-bbox="598 2072 646 2072"> <p>[略]</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="646 1131 694 2072"> <p>〔四十八、五十九 略〕</p> </td> <td data-bbox="646 2072 694 2072"> <p>[四十八、五十九 同上]</p> </td> </tr> </table>	<p>六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項又は第五條第一項若しくは第二項に規定する罪</p>	<p>[号の細分を加える]</p>	<p>〔三、〇七 略〕</p>	<p>[三、〇七 同上]</p>	<p>へ [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>〔四十八、五十九 略〕</p>	<p>[四十八、五十九 同上]</p>
<p>六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪</p>	<p>[号を加える]</p>														
<p>〔四十八、五十九 略〕</p>	<p>[四十八、五十九 同上]</p>														
<p>へ [略]</p>	<p>[略]</p>														
<p>六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項又は第五條第一項若しくは第二項に規定する罪</p>	<p>[号の細分を加える]</p>														
<p>〔三、〇七 略〕</p>	<p>[三、〇七 同上]</p>														
<p>へ [略]</p>	<p>[略]</p>														
<p>〔四十八、五十九 略〕</p>	<p>[四十八、五十九 同上]</p>														
<p>の号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十一条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九条、第二百五十條（第二百四十六條、第二百四十六條の二及び第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪</p> <p>〔三、四十六 略〕</p> <p>四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪</p> <p>〔イ、二 略〕</p> <p>ホ 組織的犯罪処罰法第六條の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当たる行為に係る罪</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 刑法第七十七條第一項若しくは第三項、第二百四條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十六條の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六條の三、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五條の二、第二百三十六條又は第二百四十六條の二に規定する罪</p> <p>〔三、〇七 略〕</p> <p>性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項又は第五條第一項若しくは第二項に規定する罪</p>	<p>条及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六條（第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六條の二（第六十條の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九條、第二百五十條（第二百四十六條、第二百四十六條の二及び第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪</p> <p>〔三、四十六 同上〕</p> <p>四十七 [同上]</p> <p>〔イ、二 同上〕</p> <p>ホ [同上]</p> <p>(1) [同上]</p> <p>(2) 刑法第七十七條、第二百四條、第二百二十五條、第二百二十六條、第二百二十六條の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六條の三、第二百二十七條第一項（第二百二十五條及び第二百二十六條から第二百二十六條の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五條の二、第二百三十六條又は第二百四十六條の二に規定する罪</p> <p>〔三、〇七 同上〕</p> <p>[号の細分を加える]</p>														

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第五百五条の二、第七百七十五条、第七百七十七条第一項若しくは第三項、第七百七十九条第二項、第八百八十条（第七百七十七条第一項及び第三項並びに第七百七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第八百八十一条第二項（第七百七十七条第一項及び第三項、第七百七十九条第二項並びに第八百八十条に係る部分に限る。）、第八百八十二条第三項、第八百八十五条から第八百八十七条まで、第八百九十九条、第二百一条、第二百三条（第八百九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十七条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十一条（第二百四十六条から第二百六十一条までに規定する罪
〔三〕四十六 略

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪
〔イ〕二 略

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第一項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当る行為に係る罪

- (1) 〔略〕
- (2) 刑法第七十七条第一項若しくは第三項、第二百四条、第二百五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔三〕四七 略

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項又は第五條第一項若しくは第二項に規定する罪

〔略〕

二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第三百三条、第四百四条、第五百五条の二、第七百七十五条、第七百七十七条の六第一項、第八百八十条（第七百七十七条及び第七百七十九条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第八百八十一条第二項（第七百七十七条及び第七百七十九条第二項並びに第八百八十条に係る部分に限る。）、第八百八十五条から第八百八十七条まで、第八百九十九条、第二百一条、第二百三条（第八百九十九条に係る部分に限る。）、第二百四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十七条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九条、第二百五十条（第二百四十六条、第二百四十六条の二及び第二百四十九条に係る部分に限る。）、又は第二百五十一条（第二百四十六条から第二百六十一条までに規定する罪
〔三〕四十六 同上

四十七 〔同上〕

〔イ〕二 同上
ホ 〔同上〕

- (1) 〔同上〕
- (2) 刑法第七十七条、第二百四条、第二百五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第一項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六条又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔三〕四七 同上

〔号の細分を加える〕

〔略〕

〔四十八、五十九 略〕
 六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

〔確認事務の委託の手續等に関する規則の一部改正〕
 第八条 確認事務の委託の手續等に関する規則（平成十六年国家公安委員会規則第二十三号）の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 法第五十一条の八第三項第二号ハの国家公安委員会規則で定める行為は、次の各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為とする。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十三条、第九十四条、第九十五条の二、第九十七条、第九十七条第一項若しくは第三項、第九十七条第二項、第九十八条（第九十七条第一項及び第三項並びに第九十七条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第九十八条第二項（第九十七条第一項及び第三項、第九十七条第二項並びに第九十八条に係る部分に限る。）、第九十九条第一項及び第二項並びに第一百零二条第三項、第一百零五条から第一百零七条まで、第一百零九条、第一百零一条、第一百零三条（第九十九条に係る部分に限る。）、第一百零四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九條、第二百五十条（第二百四十六條、第二百四十六條の二及び第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪</p>	<p>（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）</p> <p>第三条 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十五条、第九十六条の二から第九十六条の四まで、第九十六条の五（第九十六条の二から第九十六条の四までに係る部分に限る。）、第九十六条の六第一項、第九十三条、第九十四条、第九十五条の二、第九十七条、第九十七条第一項、第九十七条第二項、第九十八条（第九十七条第一項及び第九十七条第二項に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第九十八条第二項（第九十七条第一項及び第九十七条第二項に係る部分に限る。）、第九十九条第一項、第一百零一条、第一百零三条（第九十九条に係る部分に限る。）、第一百零四条、第二百五条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十条から第二百二十三条まで、第二百二十五条から第二百二十六条の三まで、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百二十八条（第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに第二百二十七条第一項から第三項まで及び第四項前段に係る部分に限る。）、第二百二十八条の三、第二百三十四条、第二百三十五条の二から第二百三十七条まで、第二百四十条（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十一条第一項（第二百三十六條に係る部分に限る。）、若しくは第三項（第二百三十六條に係る部分に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十三条（第二百三十五条の二、第二百三十六條、第二百四十條及び第二百四十一条第三項に係る部分に限る。）、第二百四十六条（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十六条の二（第六十条の規定が適用される場合に限る。以下この号において同じ。）、第二百四十九條、第二百五十条（第二百四十六條、第二百四十六條の二及び第二百四十九條に係る部分に限る。）、又は第二百五十八條から第二百六十一条までに規定する罪</p>

〔四十八、五十九 同上〕
 「号を加える」

〔三、四十六 略〕

〔三、四十六 同上〕

四十七 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号。以下この号において「組織的犯罪処罰法」という。）第二章に規定する罪のうち、次に掲げる罪

「イ」二略

ホ 組織的犯罪処罰法第六条の二第二項又は第二項に規定する罪のうち、次に掲げる罪に当る行為に係る罪

(1) 〔略〕

(2) 刑法第百七十七条第一項若しくは第三項、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第二項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六條又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 〵 略〕

性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（令和五年法律第六十七号）第三条第二項又は第五條第一項若しくは第二項に規定する罪

〔略〕

〔四十八 〵 五十九 略〕

六十 性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律第二条から第六条までに規定する罪

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

（施行期日）

第一条 この規則は、令和五年七月十三日から施行する。

（警備業の要件に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第二条の規定による改正後の警備業の要件に関する規則（以下この条において「新規則」という。）第一条の規定の適用については、刑法及び刑事訴訟法の一部を改正する法律による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第百七十七条、第百七十八条第二項又は第百八十条第二項（これらの規定中旧刑法第百七十七条又は第百七十八条第二項の罪に係る部分に限る。）に規定する罪は、新規則第一条第二号アに掲げる罪とみなす。

（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第四条の規定による改正後の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則（以下この条において「新規則」という。）第一条の規定の適用については、旧刑法第百七十七条又は第百八十条若しくは第百八十一条第二項（これらの規定中旧刑法第百七十七条の罪に係る部分に限る。）に規定する罪は、新規則第一条第二号に掲げる罪とみなす。

四十七 〔同上〕

「イ」二 同上

ホ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

(2) 刑法第百七十七条、第二百四条、第二百二十五条、第二百二十六条、第二百二十六条の二第二項、第四項若しくは第五項、第二百二十六条の三、第二百二十七条第一項（第二百二十五条及び第二百二十六条から第二百二十六条の三までに係る部分に限る。）、第三項若しくは第四項、第二百三十五条の二、第二百三十六條又は第二百四十六条の二に規定する罪

〔(3) 〵 同上〕

〔号の細分を加える〕

〔略〕

〔四十八 〵 五十九 同上〕

〔号を加える〕